



神奈川県

平成 27 年度

# かながわの情報公開・個人情報保護

運用状況年次報告書

平成 28 年 10 月



平成 27 年度かながわの情報公開・個人情報保護  
運用状況年次報告書 目次

**本 編**

**【運用状況の概要】**

平成 27 年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況（概要） ----- 1

**【情報公開制度】**

I 制度のあらまし

1 制度のしくみ ----- 6

2 行政文書公開制度の内容

(1) 制度の目的と基本的な考え方 ----- 6

(2) 公開請求の対象 ----- 7

(3) 公開請求ができる人 ----- 7

(4) 非公開とすることができる情報 ----- 7

(5) この制度を利用する人の責務 ----- 7

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ ----- 8

3 情報提供の内容

(1) 情報提供の目的 ----- 9

(2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条） ----- 9

(3) 県政情報の公表（条例第 22 条） ----- 9

4 県政情報センター及び地域県政情報コーナーにおける情報提供

(1) 県政情報センター及び地域県政情報コーナー ----- 9

(2) 県政情報センターにおける情報提供 ----- 9

II 運用状況

1 概要 ----- 11

2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数、請求内容 ----- 11

(2) 県以外の第三者の情報の請求件数 ----- 14

(3) 請求に対する処理の状況 ----- 15

(4) 非公開情報の内訳 ----- 16

(5) 諾否決定に対する不服申立て ----- 17

3 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について ----- 21

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の閲覧・貸出し等 ----- 22

(2) 行政資料の有償販売 ----- 22

(3) 航空写真の提供 ----- 22

(4) パンフレット等による情報提供 ----- 22

(5) インターネット情報端末による情報提供 -----	23
III 情報公開審査会の審議状況 -----	24
<b>【個人情報保護制度】</b>	
I 制度のあらまし	
1 制度のしくみ -----	27
2 個人情報保護制度の内容	
(1) 制度の目的と特徴 -----	27
(2) 制度に関する基本的事項 -----	28
(3) 実施機関に係る制度の概要 -----	29
(4) 事業者に係る制度の概要 -----	31
II 運用状況	
1 概要 -----	34
2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求の状況	
(1) 開示請求の件数 -----	36
(2) 開示請求の内容 -----	37
(3) 開示請求に対する処理の状況 -----	37
(4) 不開示理由別内訳 -----	38
(5) 訂正請求の状況 -----	38
(6) 利用停止請求の状況 -----	38
(7) 開示等の請求拒否処分に対する不服申立て -----	38
3 簡易開示の状況	
(1) 簡易開示の対象 -----	40
(2) 簡易開示の請求件数 -----	40
4 問い合わせ・苦情相談の状況 -----	43
5 実施機関の事務登録の状況 -----	44
6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況 -----	46
7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況	
(1) 事故・不祥事の発生状況 -----	48
(2) 事故・不祥事防止への対応 -----	50
III 個人情報保護審査会の審議状況 -----	51
IV 制度の普及啓発活動	
1 県民、事業者への制度周知	
(1) 県民に対する意識啓発 -----	53
(2) 事業者に対する意識啓発 -----	53
2 職員への意識啓発 -----	54

## 【情報公開・個人情報保護審議会】

### 情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

1 審議会の開催状況 -----	55
2 審議会の審議状況	
(1) 情報公開制度、個人情報保護制度の見直しに係る諮問に関する審議 状況-----	56
(2) 個人情報取扱いの指針に関する審議状況-----	57

## 資料編

### 資料1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申の概要 第604号～第612号 -----	60
--------------------------------	----

### 資料2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申の概要 第171号～第173号 -----	79
----------------------------------	----

資料3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書 -----	85
---------------------------------	----

資料4 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況 -----	104
--------------------------------	-----



# 運用状況の概要





# 平成 27 年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況(概要)

## I 情報公開制度の運用状況

「行政の透明性」を高め、「開かれた県政」をさらに推進していくため、県民の皆さんとのより一層の情報共有化をめざして、情報公開制度を運用しています。

### 1 行政文書公開請求の状況

#### (1) 請求者数と請求件数の状況

- ・ 請求者数は、前年度比19.8%の減、請求件数は、前年度比9.4%の増となりました。(表1)
- ・ 請求件数増加の主な要因は、医療法人の財務関係書類の公開請求の増(1,583件)などです。

表1 請求者数及び請求件数の推移

年 度	23	24	25	26	27	対前年度増減(比)
請求者数(人)	1,618	1,783	2,008	2,175	1,745	△430人(△19.8%)
請求件数(件)	6,911	5,744	8,563	6,674	7,303	629件(9.4%)

#### (2) 請求件数の多い行政文書

- ・ 前年度と同様、請求件数が多い上位5項目で全体の5割以上を占めています。(表2)

表2 請求件数の多い行政文書(上位5項目)

平成27年度	平成26年度
①医療法人の財務関係書類(2,432件)	①特定の道路標示塗装業務に関する文書(922件)
②学校法人の財務関係書類(888件)	②学校法人の財務関係書類(904件)
③県知事発注工事の設計書等(244件)	③医療法人の財務関係書類(849件)
④公務旅行に係る復命書等(238件)	④教育課程説明会の資料等(393件)
⑤政治資金収支報告書等(230件)	⑤政治資金収支報告書等(299件)

### 2 行政文書公開請求の処理状況

- ・ 請求件数のうち、全部を公開した割合は22.0%、一部を公開した割合は75.1%、非公開とした割合は2.8%となりました。(表3)
- ・ 非公開理由の内訳は、前年度と同様、「法人等に関する情報」、「個人に関する情報」及び「事務等に関する情報」が上位となっています。(表4)

表3 公開請求の処理状況

(単位:件)

年度	公開	一部公開	非公開	計
平成26年度	2,150 (32.2%)	4,136 (62.0%)	388 (5.8%)	6,674 (100%)
平成27年度	1,610 (22.0%)	5,486 (75.1%)	207 (2.8%)	7,303 (100%)

(備考) 平成27年度の非公開207件のうち、9件は全部非公開、188件は文書不存在、10件は存否応答拒否によるものです。

表4 非公開理由の上位3項目

平成26年度	①個人に関する情報	②法人等に関する情報	③事務等に関する情報
	3,023件	2,247件	317件
平成27年度	①法人等に関する情報	②個人に関する情報	③事務等に関する情報
	3,883件	3,330件	427件

(備考) 1件の文書で複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれ1件として計上しています。

### 3 各実施機関別請求件数

- ・ 行政文書公開請求を実施機関（又は部局）別にみると、保健福祉局の3,105件が最も多く、次いで県民局の970件となっています。（表5）
- ・ なお、保健福祉局では医療法人の財務関係書類（2,432件）が請求の78%を、県民局では学校法人の財務関係書類（888件）が請求の92%を占めています。

表5 実施機関（部局）別請求件数

（単位：件）

実施機関名		平成27年度	平成26年度	対前年度
知 事		5,663	3,862	1,801
内 訳	ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	9	3	6
	政 策 局	54	73	△19
	総 務 局	216	96	120
	安全防災局	-	17	△17
	県 民 局	970	976	△6
	環境農政局	88	98	△10
	保健福祉局	3,105	1,596	1,509
	産業労働局	65	73	△8
	県土整備局	931	799	132
	会 計 局	25	43	△18
	地域県政総合センター等	200	88	112
	公営企業管理者		19	102
病 院 機 構		6	86	△80
議 会		78	29	49
教育委員会		139	644	△505
人 事 委 員 会		-	5	△5
監 査 委 員		5	5	0
労働委員会		29	-	29
選挙管理委員会		416	326	90
収 用 委 員 会		6	1	5
公 安 委 員 会		-	47	△47
警 察 本 部 長		942	1,567	△625
合 計		7,303	6,674	629

### 4 不服申立の処理状況

- ・ 受理（諮問件数）は18件となり、前年度と比べて7件増加しました。（表6）
- ・ 答申では、請求人の主張を全部認容するものが1件、一部認容するものが4件、全て否認するものが4件となっています。

表6 不服申立の処理状況の内訳

（単位：件）

年度	件 数			処 理 状 況					
	前年度からの継続審議	当該年度受理（諮問件数）	情報公開審査会からの答申	情報公開審査会からの答申			取下げ	審議中	
				全部認容	一部認容	否認			
26	51	40	11	17	1	4	12	18	16
27	34	16	18	9	1	4	4	4	21
対前年度	△17	△24	7	△8	0	0	△8	△14	5

## II 個人情報保護制度の運用状況

県内における個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害の防止等を目的として、個人情報保護制度を運用しています。

### 1 利用状況

- ・ 利用件数は36,425件となり、前年度に比べ3,442件増加しました。(表7)
- ・ 利用件数増加の主な要因は、前年度に引き続き、高等学校入学者選抜に関する簡易開示請求の増などです。

表7 個人情報制度の利用状況

年度	利用者数 (人)	利用件数(件)							
		自己情報の請求件数					問合せ 照会	苦情 相談等	合計
		開示 請求	簡易開示 請求	訂正 請求	利用停 止請求	小計			
23	13,671	525	12,881	2	2	13,410	160	101	13,671
24	26,809	2,680	23,922	3	2	26,607	109	93	26,809
25	32,836	2,556	30,033	3	0	32,592	148	96	32,836
26	32,983	1,457	31,357	0	1	32,815	110	58	32,983
27	36,425	1,648	34,635	1	0	36,284	53	88	36,425
対前年度 増減(比)	3,442 (10.4%)	191	3,278 (10.5%)	1	△1	3,469 (10.6%)	△57	30	3,442 (10.4%)

### 2 自己情報の請求の処理状況

#### (1) 開示請求等の処理状況

- ・ 開示請求の件数は1,648件となり、前年度に比べ191件増加しました。(表8)
- ・ なお、開示請求件数を実施機関別にみると、警察本部長が766件、教育委員会が717件、知事が85件などとなっています。

表8 開示請求の処理状況

(単位:件)

年度	開示請求					計	訂正請求	利用停止 請求
	開示	一部開示	不開示	取下げ	却下			
26	825	569	58	5	0	1,457	0	1
27	856	744	41	7	0	1,648	1	0
対前年度	31	175	△17	2	0	191	1	△1

(備考) 平成27年度の不開示決定41件のうち、38件は不存在によるものです。

#### (2) 簡易開示請求の多い個人情報

- ・ 前年度に引き続き、高等学校入学者選抜(29,014件)が最も請求が多く、全体(34,635件)の83.8%を占めています。(表9)

表9 簡易開示請求の多い個人情報(上位3項目)

平成27年度	平成26年度
①高等学校入学者選抜 (29,014件)	①高等学校入学者選抜 (25,878件)
②公立学校教員採用候補者選考試験 (2,992件)	②公立学校教員採用候補者選考試験 (2,863件)
③中等教育学校入学者決定(適性検査) (574件)	③職員採用I種試験 (634件)

### 3 不服申立の処理状況

- ・ 受理（諮問件数）は6件となり、前年度と比べて5件増加しました。（表10）
- ・ 答申では、請求人の主張を一部認容するものが1件、全て否認するものが2件となっています。

表10 不服申立の処理状況の内訳

（単位：件）

年度	件数			処理状況					
	前年度からの継続審議	当該年度受理（諮問件数）	個人情報保護審査会からの答申			取下げ	審議中		
			全部認容	一部認容	否認				
26	7	6	1	6	0	0	6	0	1
27	7	1	6	3	0	1	2	0	4
対前年度	0	△5	5	△3	0	1	△4	0	3

### 4 県の個人情報取扱事務登録件数

- ・ 県の機関において、個人を検索しうる形で個人情報が記録された行政文書を取り扱う事務を登録しており、前年度と比べ登録事務数(136件)、文書件名数(914件)とも増加しています。（表11）

表11 県の個人情報取扱事務登録

（各年度末時点）

項目／年度	平成27年度	平成26年度	対前年度
登録事務数	3,494件	3,358件	136件
文書件名数	13,465件	12,551件	914件

### 5 県における個人情報に係る事故・不祥事の状況

- ・ 個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事の発生件数は、68件となり、前年度に比べ21件増加しました。（表12）

表12 個人情報に係る事故・不祥事の発生状況（実施機関・部局別）

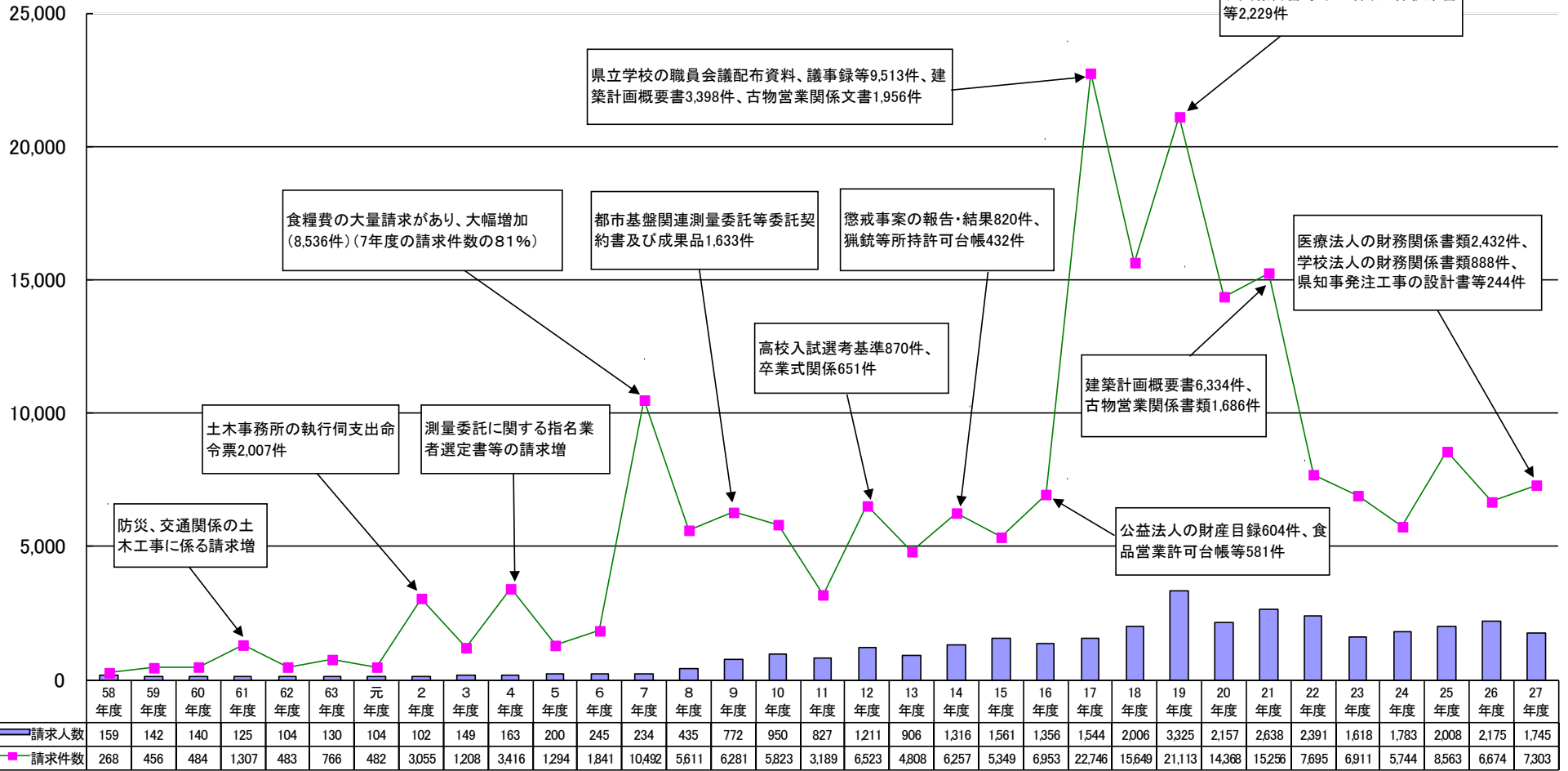
（単位：件）

実施機関／年度	知事												公営企業管理者	議会	教育委員会	人事委員会	労働委員会	合計
	ヘルスケア局	政策局	総務局	安全防災局	県民局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	会計局	その他	小計						
26	0	1	1	1	0	0	0	2	2	0	1	8	4	0	35	0	0	47
27	1	1	7	0	2	1	5	0	2	0	2	21	2	0	44	0	1	68
対前年度	1	0	6	△1	2	1	5	△2	0	0	1	13	△2	0	9	0	1	21

（備考）表中「ヘルスケア局」とあるのは、「ヘルスケア・ニューフロンティア推進局」

### 行政文書公開請求の推移

人数・件数





# 情 報 公 開 制 度

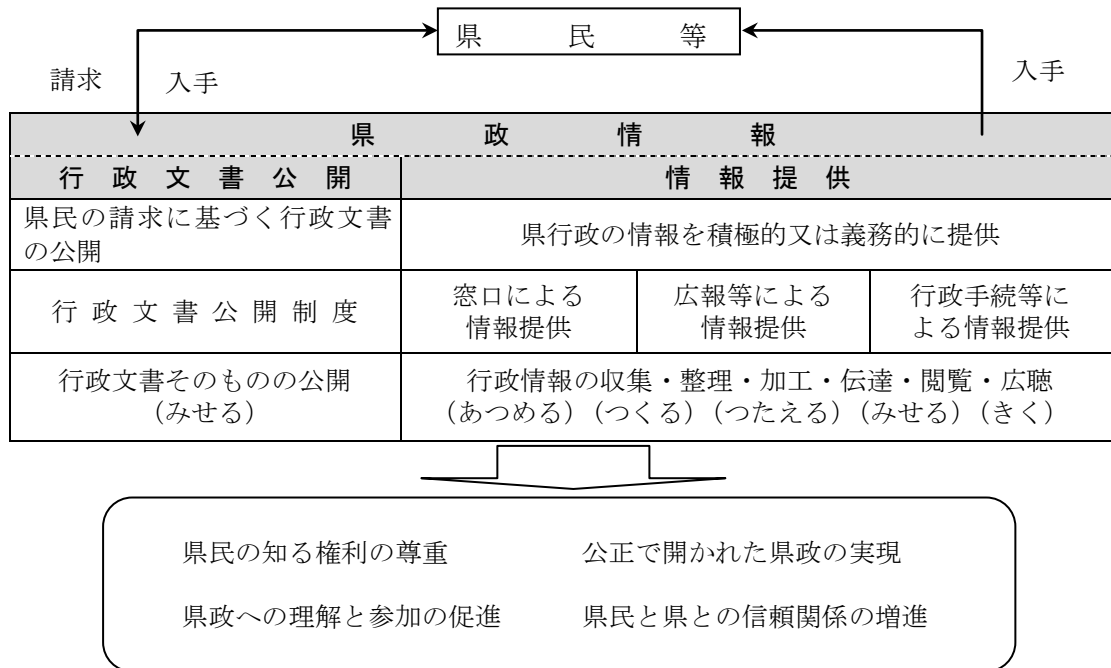




# I 制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



## 2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第1条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第2条）。

## (2) 公開請求の対象

### ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。

### イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の 13 機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第 3 条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

## (3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第 4 条）。

## (4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など 7 項目の非公開とする情報が定められています（条例第 5 条）。

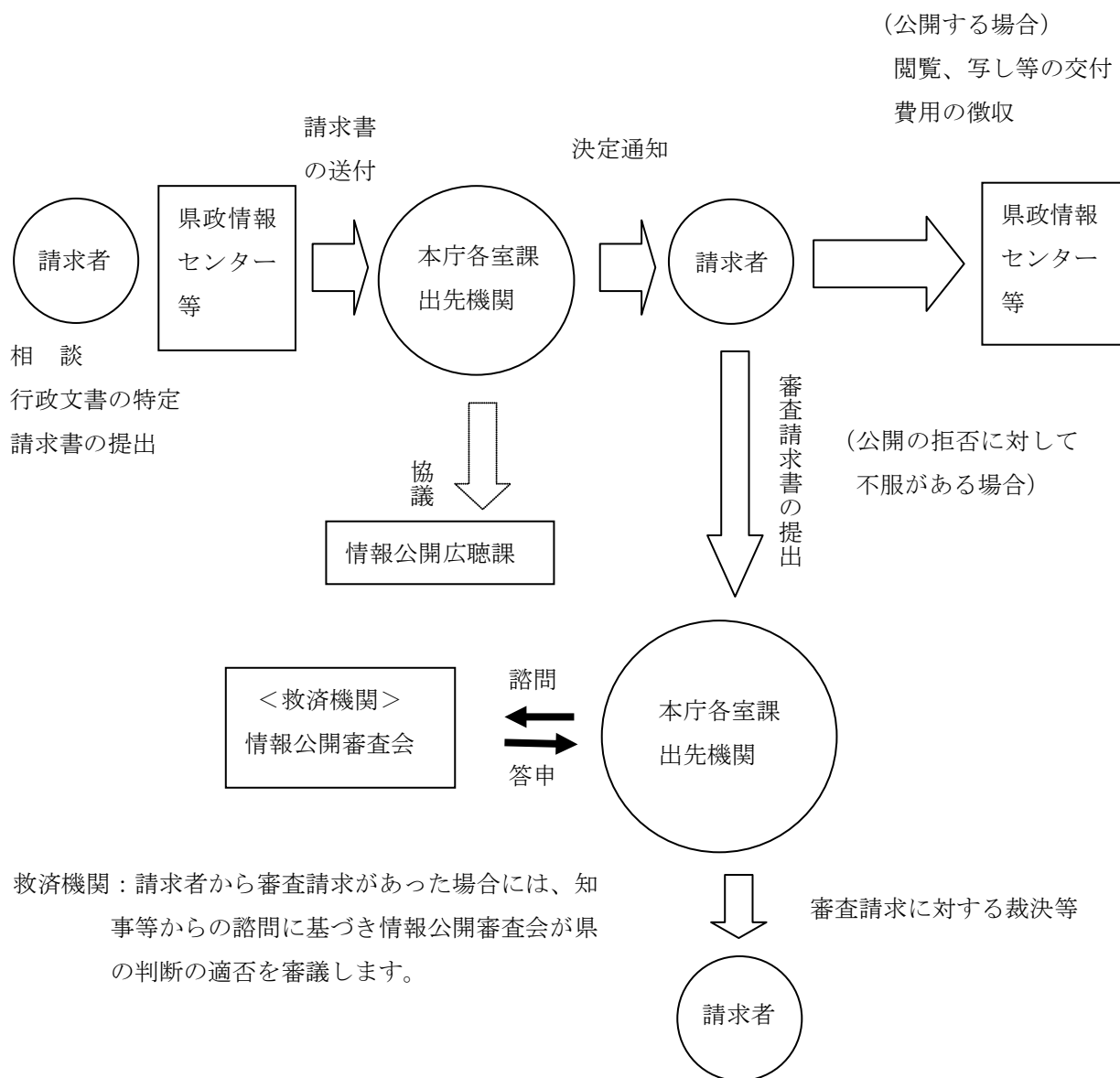
この 7 項目のいずれかに該当する情報が記録されている場合でも、非公開部分を容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合は、一部公開します（条例第 6 条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第 8 条）。

## (5) この制度を利用する人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第 28 条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から審査請求があった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※1 知事以外の実施機関では、流れが異なる場合があります。

※2 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために行政文書公開請求に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に神奈川県情報公開審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

### 3 情報提供の内容

#### (1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

#### (2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

- ① 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書
- ② 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- ③ その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

#### (3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

### 4 県政情報センター及び地域県政情報コーナーにおける情報提供

#### (1) 県政情報センター及び地域県政情報コーナー

県政情報センターは、県民への情報提供、行政文書の公開及び個人情報の保護の窓口として設置されています。

また、県民への情報提供の窓口として、横浜及び川崎に地域県政情報コーナーが、県民への情報提供、行政文書の公開及び個人情報の保護の窓口として、地域県政総合センターに地域県政情報コーナーが設置されています。

#### (2) 県政情報センターにおける情報提供

##### ア 行政資料等の提供

各所属が収集、作成した行政資料の貸出、閲覧及び情報公表の場として、公開決定情報等の提供を行っています。

また、各所属作成の行政資料を各地域県政情報コーナー等 12 機関に発送するほか、県と市町村（28 市町村）との行政資料の交流を実施しています。

平成 27 年 10 月 1 日より、県民に県政情報の提供を効果的に行うことを目的に、各室課所等が作成した行政資料の電子ファイルの網羅的・継続的な収集・保管・提供を行う行政資料アーカイブを開設しました。平成 27 年度末現在、460 件の情報を提供しています。

##### イ パンフレット等の配架等

パンフレット類（行事案内、各種募集要項等）を新庁舎及び第二分庁舎のパンフレットコーナーに配架するほか、月 3 回・30 施設に発送しています。

##### ウ 展示コーナーによる情報提供

庁舎内のパネル展示板を利用し、県の重点事業や施策の紹介及び試験合格者番号を掲示しています。

エ 県刊行物の有償頒布

県が発行する刊行物の中から、統計書、白書などを5書店等に委託し、販売しています。

オ 航空写真の提供

県の所有する県内全域航空写真（昭和29年度版～平成8年度版）の複製申込みの受け付けを行っています。

カ インターネット情報端末の設置

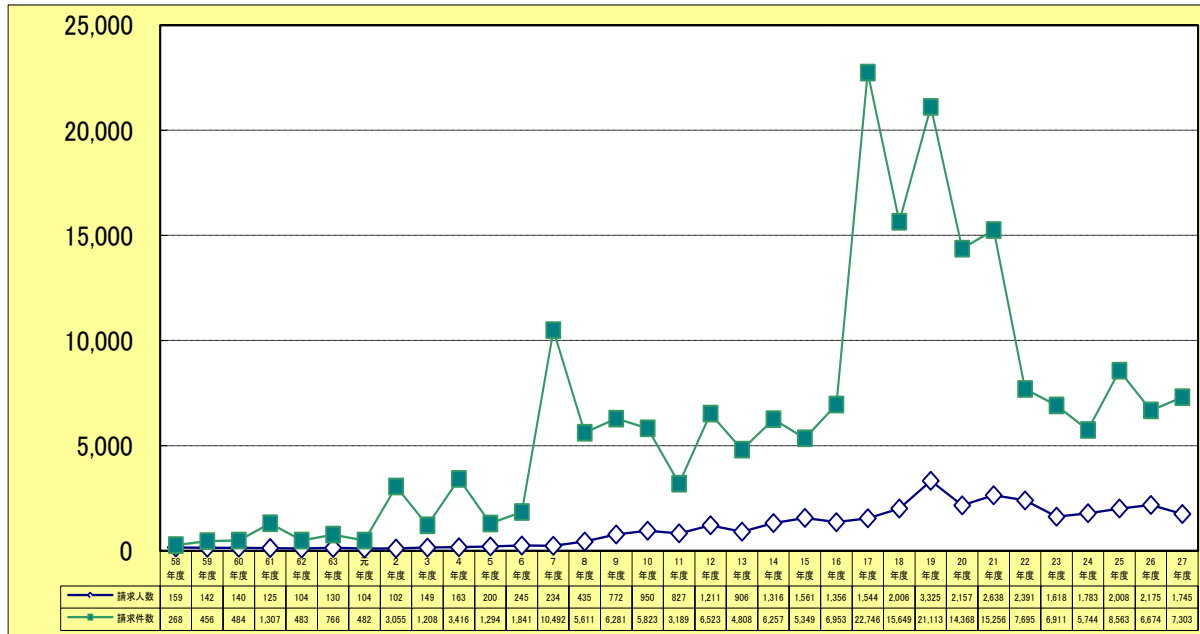
県政情報センターにインターネット情報端末を設置し、国、都道府県、市町村等のホームページの閲覧に供しています。

## II 運用状況

### 1 概要

平成 27 年度は、行政文書公開の請求件数（請求対象文書件数）が前年度よりも増加し、7,303 件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



### 2 行政文書公開請求の状況

#### (1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 27 年度の請求者数は 1,745 人（前年度比△430 人△19.8%）と減少しましたが、請求件数については 7,303 件（前年度比 629 件 9.4%増）と増加しました。請求件数の多い主な行政文書は（表－2）のとおりです。

（表－2）請求件数の多い行政文書（上位 10 項目）

27 年度	26 年度
①医療法人の財務関係書類（2,432 件）	①特定の道路標示塗装業務に関する文書（922 件）
②学校法人の財務関係書類（888 件）	②学校法人の財務関係書類（904 件）
③県知事発注工事の設計書等（244 件）	③医療法人の財務関係書類（849 件）
④公務旅行に係る復命書等（238 件）	④教育課程説明会の資料等（393 件）
⑤政治資金収支報告書等（230 件）	⑤政治資金収支報告書等（299 件）
⑥特定地に係る用地図、平面図等（229 件）	⑥県知事発注工事の設計書等（190 件）
⑦理容所・美容所の所在地等に関する文書（139 件）	⑦犯罪統計（151 件）
⑧特定の県有地の売却・利活用に関する文書（120 件）	⑦特定地に係る用地図、平面図等（151 件）
⑨特定の土地売買契約書等（116 件）	⑨交通事故統計（111 件）
⑩選挙運動費用収支報告書等（115 件）	⑩理容所・美容所の所在地等に関する文書（107 件）

行政文書公開請求を情報分野別にみると、保健衛生の3,114件、次いで教育の1,089件、防災・防犯の978件、都市基盤の930件の順となっています（表-3）。

情報分野別の主な行政文書は（表-4）のとおりです。

（表-3）行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

（単位：件）

情報分野	58～22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
人口	1	—	—	—	—	—	1
土地・自然	490	8	1	—	4	—	503
資源・エネルギー	124	—	—	—	8	—	132
保健衛生	14,423	3,129	1,194	1,967	1,600	3,114	25,427
社会福祉	2,834	386	256	112	92	2	3,682
雇用	787	89	10	25	—	48	959
消費生活	195	2	1	13	3	6	220
教育	25,890	519	743	1,755	1,577	1,089	31,573
文化	589	3	2	8	—	1	603
防災・防犯	17,042	1,281	1,369	2,227	1,629	978	24,526
都市基盤	52,910	856	1,134	1,493	879	930	58,202
交通・運輸	2,917	—	3	—	—	—	2,920
環境	5,923	78	126	153	106	149	6,535
産業	2,749	188	286	187	128	153	3,691
行政一般	46,299	372	619	623	648	833	49,394
計	173,173	6,911	5,744	8,563	6,674	7,303	208,368

（表-4）分野別行政文書公開請求の内容

（単位：件）

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
保健衛生	3,114	医療法人の財務関係書類(2,432)、理容所・美容所の所在地等に関する文書(139) 飲食店の名称、所在地等に関する文書(70)
社会福祉	2	社団法人の財務関係書類(1)、特定の業務委託に関する文書(1)
雇用	48	不当労働行為事件に係る勧告書及び要望書に関する文書(29)
消費生活	6	特定団体の決算報告書に関する文書(6)
教育	1,089	学校法人の財務関係書類(888)、教育委員会発注工事の設計書等(28)
文化	1	特定団体の補助金等に関する文書(1)
防災・防犯	978	公務旅行に係る復命書等(226)、警察本部長発注工事の設計書等(108)、犯罪統計(95)、特定の道路標示塗装業務に関する文書(66)
都市基盤	930	特定地に係る用地図、平面図等(225)、特定の土地売買契約書等(116)、 県知事等発注工事の設計書等(113)、急傾斜地に係る図面等(98)
環境	149	県知事発注工事の設計書等(44)、特定法人の特定法令に基づく届出書等(25)、 動物病院の開設届等(18)
産業	153	県知事発注工事の設計書等(83)、大規模小売店舗立地法に基づく届出書等(23)、 特定協同組合の決算書等に関する文書(17)
行政一般	833	政治資金収支報告書等(230)、特定の県有地の売却・利活用に関する文書(120)、 選挙運動費用収支報告書等(115)、政務活動費に関する文書(73)
合計	7,303	

実施機関（又は部局）別にみると、保健福祉局の3,105件が最も多く、次いで県民局の970件、警察本部長の942件、県土整備局の931件の順となっています（表－5）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－6）のとおりです。

（表－5）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳

（単位：件）

部局名	17-18年度	H19改編後部局名	19年度	H20改編後部局名	20-21年度	H22改編後部局名	22-25年度	H26改編後部局名	26年度	27年度	対前年度
								ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	3	9	6
				知事室	11	知事室	2		—	—	—
企画部	223	企画部	1,405	政策部	257	政策局	208	政策局	73	54	△19
総務部	188	総務部	1,785	総務部	384	総務局	257	総務局	96	216	120
安全防災局	49	安全防災局	40	安全防災局	30	安全防災局	84	安全防災局	17	—	△17
県民部	1,001	県民部	1,627	県民部	958	県民局	2,502	県民局	976	970	△6
環境農政部	793	環境農政部	255	環境農政部	330	環境農政局	391	環境農政局	98	88	△10
保健福祉部	1,597	保健福祉部	694	保健福祉部	3,627	保健福祉局	9,638	保健福祉局	1,596	3,105	1,509
商工労働部	233	商工労働部	172	商工労働部	270	商工労働局	749	産業労働局	73	65	△8
県土整備部	14,003	県土整備部	6,005	県土整備部	15,403	県土整備局	5,146	県土整備局	799	931	132
出納局	9	会計局	3	会計局	9	会計局	181	会計局	43	25	△18
地域県政総合C等	395	地域県政総合C等	303	地域県政総合C等	326	地域県政総合C等	1,001	地域県政総合C等	88	200	112
知事部局計	18,491	知事部局計	12,289	知事部局計	21,605	知事部局計	20,159	知事部局計	3,862	5,663	1,801
公営企業管理者	202	公営企業管理者	242	公営企業管理者	392	公営企業管理者	347	公営企業管理者	102	19	△83
病院事業管理者	159	病院事業管理者	3	病院事業管理者	62	病院機構	51	病院機構	86	6	△80
議 会	135	議 会	58	議 会	260	議 会	57	議 会	29	78	49
教育委員会	11,476	教育委員会	1,434	教育委員会	821	教育委員会	1,215	教育委員会	644	139	△505
人事委員会	13	人事委員会	22	人事委員会	35	人事委員会	15	人事委員会	5	—	△5
監査委員	20	監査委員	12	監査委員	8	監査委員	26	監査委員	5	5	0
労働委員会	2	労働委員会	—	労働委員会	—	労働委員会	—	労働委員会	—	29	29
選挙管理委員会	770	選挙管理委員会	2,445	選挙管理委員会	3,121	選挙管理委員会	929	選挙管理委員会	326	416	90
収用委員会	10	収用委員会	1	収用委員会	2	収用委員会	18	収用委員会	1	6	5
海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	—	—
内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	—	—
公安委員会	23	公安委員会	—	公安委員会	2	公安委員会	125	公安委員会	47	—	△47
警察本部長	7,094	警察本部長	4,607	警察本部長	3,316	警察本部長	5,971	警察本部長	1,567	942	△625
その他計	19,904	その他計	8,824	その他計	8,019	その他計	8,754	その他計	2,812	1,640	△1,172
合 計	38,395	合 計	21,113	合 計	29,624	合 計	28,913	合 計	6,674	7,303	629



(表-6) 実施機関/部局別行政文書公開請求の内容

(単位: 件)

部局名	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
ヘルプ・ニューフロンティア推進局	9	特定施設の整備・運営に係る事業者候補の選定等に関する文書(7)
政策局	54	特定の地価調査の鑑定評価書等(10)、特定の交付金に関する文書(6)、特定の旅費等に関する文書(6)
総務局	216	特定の県有地の売却・利活用に関する文書(120)、社団法人等の財務書類(34)
県民局	970	学校法人の財務関係書類(888)、学校法人の検査結果等に関する文書(27)
環境農政局	88	動物病院の開設届等(18)、特定の労働保険等に関する文書(17)、県知事等発注工事の設計書等(15)、特定の事務委託に係る入札結果等(9)
保健福祉局	3,105	医療法人の財務関係書類(2,432)、理容所・美容所の所在地等に関する文書(139)、飲食店の所在地等に関する文書(70)
産業労働局	65	大規模小売店舗立地法に基づく届出書等(23)、協同組合の決算書等に関する文書(17)
県土整備局	931	特定地に係る用地図、平面図等(225)、特定の土地売買契約書等(116)、県知事発注工事の設計書等(111)、急傾斜地に係る図面等(98)
会計局	25	特定の交付金等の収入額に関する文書(25)
地域県政総合センター等	200	県知事発注工事の設計書等(113)、特定法人の特定法令に基づく届出書等(26)
知事部局計	5,663	
公営企業管理者	19	特定事務に係る文書(8)、公営企業管理者発注工事の設計書等(4)
病院機構	6	特定診療所への往診派遣に関する文書(1)、特定学術総会に関する文書(1)、特定病院における行政処分に関する文書(1)、特定講演に関する文書(1)
議会	78	政務活動費に関する文書(73)
教育委員会	139	教育委員会発注工事の設計書等(28)、教員採用候補者選考試験に関する文書(20)、児童・生徒の問題行動等調査結果(12)、教育施設の図面等(10)
監査委員	5	特定の行政実例に関する文書(1)、特定年度の県債残高に関する文書(1)、特定病院における行政処分に関する文書(1)
労働委員会	29	不当労働行為事件に係る勧告書及び要望書に関する文書(29)
選挙管理委員会	416	政治資金収支報告書等(230)、選挙運動費用収支報告書等(115)
収用委員会	6	特定事件に係る提出資料等(6)
警察本部長	942	公務旅行に係る復命書等(226)、警察本部長発注工事の設計書等(108)、犯罪統計(95)、特定の道路標示塗装業務に関する文書(66)、110番措置票(59)
合計	7,303	

## (2) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成27年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は6,280件で、全体の86%を占めました。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは89件、告知を行ったものは53件です(表-7)。

(表一七) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

(単位：件)

区 分	58～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
第三者情報の件数	108,181	5,181	4,545	6,577	4,657	6,280	135,421
調 査 件 数	8,593	139	65	482	41	89	9,409
告 知 件 数	9,182	10	14	276	11	53	9,546

## (3) 請求に対する処理の状況

7,303 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが 1,610 件、一部を公開したものが 5,486 件、非公開としたものは 207 件でした (表一八)。

非公開 207 件のうち、9 件は全部非公開によるもの、188 件は文書不存在によるもの、10 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 22.0% (平成 26 年度 32.2%)、一部を公開した割合は 75.1% (同 62.0%)、非公開とした割合は 2.8% (同 5.8%) となりました。

(表-8) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位: 件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存否応答 拒否	却 下	
58年度	212	44	12	268			6	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	163	3	6	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	152	3	4	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	459	3	2	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	318	3	8	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	225	4	13	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	415	5	3	22,746
18年度	11,696	3,557	396	15,649	364	5	—	15,649
19年度	9,529	10,431	1,153	21,113	785	356	2	21,113
20年度	10,414	3,707	247	14,368	231	2	—	14,368
21年度	11,479	3,557	220	15,256	197	8	5	15,256
22年度	3,268	4,247	180	7,695	157	11	6	7,695
23年度	2,210	4,546	155	6,911	139	11	3	6,911
24年度	2,316	3,226	202	5,744	188	6	—	5,744
25年度	2,845	5,388	330	8,563	238	4	78	8,563
26年度	2,150	4,136	388	6,674	358	14	1	6,674
	32.2%	62.0%	5.8%	100.0%	—	—	—	—
27年度	1,610	5,486	207	7,303	188	10	—	7,303
	22.0%	75.1%	2.8%	100.0%	—	—	—	—
計	108,620	92,571	7,177	208,368	4,577	448	137	208,368
構成比	52.1%	44.4%	3.4%	100.0%	—	—	—	—

(備考) 不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である。

#### (4) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成27年度は延べ7,968件に該当しています。この中で、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が3,883件で最も多く、非公開情報全体の48.7%を占めています。次いで、特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）該当が3,330件、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が427件、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が164件となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の97.9%を占めました。（表－9）

（表－9）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳 （単位：件）

非公開情報の類型	58～22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
1号 個人に関する情報	63,026	4,030	2,664	4,813	3,023	3,330	80,886
2号 法人等に関する情報	32,401	3,391	1,964	2,388	2,247	3,883	46,274
3号 審議等に関する情報	1,143	—	16	12	17	28	1,216
4号 事務等に関する情報	15,220	482	367	506	317	427	17,319
5号 任意に提供された情報	88	2	—	1	—	5	96
6号 犯罪の予防等に関する情報	5,201	277	269	424	74	164	6,409
7号 法令等の規定による情報	971	1	2	65	57	131	1,227
(旧条例3号)国等からの依頼等に関する情報	131	—	—	—	—	—	131
計	118,181	8,183	5,282	8,209	5,735	7,968	153,558

#### (5) 諾否決定に対する不服申立て

平成27年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、18件あり、平成26年度（11件）と比べて7件増加しました。内容は、（表－11）不服申立て案件一覧中の諮問第687号から諮問第704号までに記載のとおりです。

また、審査会では「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め9件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が4件、「不服申立人主張一部認容」が4件、「不服申立人主張全部認容」が1件となっています。

今までの答申612件に係る審議回数は、平均4.0回、諮問から答申までの日数は、平均466日となっています。平成27年度に答申があった案件について、平均審議回数は5.1回、諮問から答申までの平均日数は約488日となっています。

（表－10）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て (諮問)件数	情報公開審査会			決定等 件数
	答申件数	取下げ	係属中	
704件	612件	71件	21件	611件

（備考1）決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

（備考2）係属中のうち諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。

(表-11) 平成 27 年度 不服申立て処理状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

## ○ 不服申立て処理状況の内訳

(単位:件)

年度	件 数			処 理 状 況					
	前年度からの継続審議	当該年度受理(諮問件数)	情報公開審査会からの答申				取下げ	審議中	
			全部認容	一部認容	否認				
26	51	40	11	17	1	4	12	18	16
27	34	16	18	9	1	4	4	4	21
対前年度	△17	△24	7	△8	0	0	△8	△14	5

## ○ 不服申立て案件一覧

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定等年月日	決定内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 2. 20	H16. 3. 25			(中断)		
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知 事	H16. 5. 25	H16. 6. 2			(中断)		
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教 育 委 員 会	H16. 5. 18	H16. 6. 18			(中断)		
656	特定の社会福祉法人に関する文書一部非公開の件	知 事	H25. 9. 12	H25. 11. 22	H27. 8. 17	606	不服申立人主張一部認容	H27. 8. 28	答申どおり(一部変更)
657	特定の社会福祉法人に関する会計検査院監査の報告書等不存在の件	知 事	H25. 11. 18	H25. 12. 2	H27. 8. 17	607	不服申立人主張否認	H27. 8. 28	答申どおり(棄却)
675	特定日に行われた会合の報告書等一部非公開の件	知 事	H26. 3. 24	H26. 3. 26	H27. 7. 29	605	不服申立人主張一部認容	H27. 8. 4	答申どおり(一部変更)
676	県税の滞納整理事務に関するマニュアル非公開の件	知 事	H26. 6. 30	H26. 7. 1	H28. 3. 23	612	不服申立人主張一部認容		
677	特定個人の資格に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	教 育 委 員 会	H26. 6. 20	H26. 7. 7	H27. 5. 25	604	不服申立人主張全部認容	H27. 6. 8	答申どおり(全部変更)
678	特定の県立高等学校における生徒の健康調査票等一部非公開の件	教 育 委 員 会	H26. 8. 27	H26. 9. 2	H28. 1. 22	611	不服申立人主張一部認容	H28. 3. 15	答申どおり(一部変更)
680	特定の調査に係る回答結果等一部非公開の件	教 育 委 員 会	H26. 10. 20	H26. 11. 5			(審議中)		
681	特定の道路標示塗装業務における工事請負契約にかかる積算単価表等一部非公開の件	公 安 委 員 会	H26. 10. 15	H26. 11. 5	H27. 9. 28	608	不服申立人主張否認	H27. 10. 7	答申どおり(棄却)
682	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件	公 安 委 員 会	H26. 10. 23	H26. 11. 5	H28. 1. 22	609	不服申立人主張否認	H28. 2. 3	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定等年月日	決定内容
683	特定の業務に関する監査請求の実施通知一部非公開の件	代表 監査委員	H26.11.28	H26.12.5			(H27.12.9 不服申立て取下げ) (H27.12.16 諮問取下げ)		
684	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件(その2)	知事	H26.12.10	H26.12.15	H28.1.22	610	不服申立人主張否認	H28.1.28	答申どおり(棄却)
685	特定の工事請負契約における別紙添付の竣工写真等不存在の件	公 委 員 会	H26.11.5	H27.2.18			(H27.12.7 不服申立て取下げ) (H27.12.16 諮問取下げ)		
686	有料老人ホームに係る指導基準等一部非公開の件	知事	H27.3.4	H27.3.16			(審議中)		
687	県立学校への転入に係る選考基準等に関する文書一部非公開の件	教 委 員 会	H27.3.26	H27.4.7			(審議中)		
688	特定の道路標示塗装業務における工事請負契約に係る区画線工計算書等不存在の件	公 委 員 会	H27.3.24	H27.4.8			(H27.12.7 不服申立て取下げ) (H27.12.16 諮問取下げ)		
689	特定警察職員の職務経歴に関する文書非公開の件	公 委 員 会	H27.3.27	H27.5.13			(審議中)		
690	特定警察職員の職務経歴に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公 委 員 会	H27.3.27	H27.5.13			(審議中)		
691	特定人物の警察官としての職務経歴非公開の件	公 委 員 会	H27.3.27	H27.5.13			(審議中)		
692	交通事故の統計に関する帳票一部非公開の件	公 委 員 会	H27.5.29	H27.6.17			(審議中)		
693	漁業法に基づく特定聴取記録等一部非公開の件	知事	H27.7.1	H27.7.10			(審議中)		
694	特定の道路標示塗装業務における工事請負契約に係る施工図不存在の件	公 委 員 会	H27.7.24	H27.8.5			(H27.12.7 不服申立て取下げ) (H27.12.16 諮問取下げ)		
695	特定事業における事業者選定採点表一部非公開の件	知事	H27.8.10	H27.8.13			(審議中)		
696	特定学術総会に関する文書不存在の件	知事	H27.8.25	H27.9.14			(審議中)		
697	特定病院の特定問題に関する文書一部非公開の件	知事	H27.8.25	H27.9.14			(審議中)		
698	特定事故に係る警察署通報事案受理票一部非公開の件	公 委 員 会	H27.11.16	H27.12.9			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定等年月日	決定内容
699	労働委員会委員による特定の要望書作成に関する文書不存在の件	労働委員会	H28.1.12	H28.1.22			(審議中)		
700	労働委員会委員による特定の勧告書作成に関する文書一部非公開の件	労働委員会	H28.2.8	H28.2.15			(審議中)		
701	特定学校の敷地及びその周辺の図面非公開の件	教員育会	H28.2.25	H28.3.3			(審議中)		
702	労働委員会委員による特定の措置勧告申立書及び意見書一部非公開の件	労働委員会	H28.2.19	H28.3.7			(審議中)		
703	特定のハンドブック作成等業務委託に係る行政文書一部非公開の件	知事	H28.3.18	H28.3.28			(審議中)		
704	特定事業に係る特定者との交渉経過に関する文書一部非公開の件	知事	H28.3.25	H28.3.29			(審議中)		

### 3 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 31 団体においても、各団体が規程を作って情報公開制度を運用しています（表－12）。平成 27 年度は、5 団体に対して 22 件の公開申出がありました（表－13）。

（表－12）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等

(公財) 神奈川科学技術アカデミー (株) 湘南国際村協会 (公財) 神奈川文学振興会 (公財) 神奈川芸術文化財団 (公財) かながわ国際交流財団 (公財) 地球環境戦略研究機関 (公財) かながわ海岸美化財団 (公財) かながわトラストみどり財団 (公社) 神奈川県農業公社 (社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 (公財) かながわ健康財団 (公財) 神奈川産業振興センター 神奈川県道路公社 (公財) 神奈川県下水道公社 神奈川県住宅供給公社 (公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 (一財) 神奈川県厚生福利振興会 三崎マリン(株) (公財) 神奈川県栽培漁業協会 (社福) 神奈川県社会福祉協議会 (株) ケイエスピー (公財) 神奈川県労働福祉協会 (一財) あしがら勤労者いこいの村 (職訓) 神奈川能力開発センター (公財) 神奈川県都市整備技術センター (公財) 神奈川県公園協会 (株) 湘南なぎさパーク (一財) かながわ水・エネルギーサービス (一財) 神奈川県教育福祉振興会 (公財) 神奈川県体育協会
--	--

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

（表－13）県主導の第三セクター等に対する公開申出処理状況

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	1	0	1	0	0
神奈川県道路公社	15	15	0	0	0
神奈川県住宅供給公社	1	0	1	0	0
(社福) 神奈川県社会福祉協議会	1	0	0	1	0
(公財) 神奈川県都市整備技術センター	4	2	2	0	0
合 計	22	17	4	1	0

また、指定管理者は、条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、平成 27 年度は、公開の申出はありませんでした。



## 4 情報提供の状況

### (1) 行政資料の閲覧・貸出し等

県政情報センター行政資料コーナーには約4万6千点の行政資料があり、行政資料の閲覧及び貸出しサービスを行っています。

また、各地域県政情報コーナー等へも送付し、県民の利用に供しています。

(表-14) 行政資料の貸出し状況

(単位：件)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件 数	3,333	2,718	2,227	2,228	2,023

### (2) 行政資料の有償販売

平成元年4月から、県民への情報提供サービスの充実及び強化を図るために有償頒布制度を開始し、統計書、白書、報告書等を販売しています。

(表-15) 刊行物有償販売状況

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
種類(種)	100	127	107	125	105
販売部数(部)	4,652	5,009	4,049	4,134	4,351
県収入金額(千円)	2,061	2,149	1,781	1,729	1,863

(備考) 県収入金額は決算ベースで記載しています。

### (3) 航空写真の提供

県内全域の航空写真(昭和29、39、44、48、55、60年度版、平成2、8年度版)の複製、有償提供を行っています。

航空写真は、環境アセスメント、農地転用確認、林地開発確認等の用途に利用されています。

(表-16) 航空写真提供状況

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
提供枚数(枚)	1,737	1,298	2,806	1,216	1,167
県収入金額(千円)	934	840	942	997	779

(備考) 提供枚数には年度内に提供した写真の実数を、県収入金額には写真提供及び再製利用に係る著作権収入の合算を記載しています。また、県収入金額は決算ベースで記載しています。

### (4) パンフレット等による情報提供

県民への情報提供の一環として、県政情報センター(新庁舎1階を含む)、横浜地域県政情報コーナー、川崎地域県政情報コーナー及び地域県政情報コーナー(7か所)並びに県民利用施設(21か所)の計31か所で、各所属等が作成したパンフレット等を配布しています。

(5) インターネット情報端末による情報提供

県のホームページによる情報提供が充実される中で、県民が身近な場所でインターネットを利用し行政情報を閲覧できるように、県政情報センターに情報端末を設置しています。神奈川県ホームページのほか、国や県内市町村等のホームページが閲覧できます。

(表-17) インターネット利用状況

(単位：人)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人 数	7,693	2,688	580	746	633

(備考) 平成 24 年度末で各地域県政情報コーナーの情報端末機を廃止したため、平成 25 年度からは利用人数が減少している。

### III 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成27年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて5,693件ありました。諾否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定等を行わなければならない旨の手続を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。平成27年度は部会を24回開催し、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議の上、審査会として9件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定等を行っています。

#### 神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成28年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
相川 忠夫	関東学院大学大学院教授	
市川 統子	弁護士（横浜弁護士会）	
入江 直子	神奈川大学教授	
柿崎 環	明治大学教授	
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
遠矢 登	弁護士（横浜弁護士会）	
西谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会長

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

## 情報公開審査会の開催状況

(第一部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第147回	平成27年4月23日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第677号について審議した。</li> <li>・諮問第675号について審議した。</li> </ul>
第148回	平成27年5月28日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第675号について審議した。</li> <li>・諮問第676号について審議した。</li> </ul>
第149回	平成27年6月25日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第675号について審議した。</li> <li>・諮問第676号について審議した。</li> </ul>
第150回	平成27年7月23日(木) 波止場会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第676号について審議した。</li> <li>・諮問第678号について審議した。</li> </ul>
第151回	平成27年8月27日(木) 波止場会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第676号について審議した。</li> <li>・諮問第678号について審議した。</li> </ul>
第152回	平成27年9月15日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第678号について審議した。</li> <li>・諮問第676号について審議した。</li> </ul>
第153回	平成27年10月22日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第678号について審議した。</li> <li>・諮問第676号について審議した。</li> </ul>
第154回	平成27年11月26日(木) シルクセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第676号について審議した。</li> <li>・諮問第678号について審議した。</li> </ul>
第155回	平成27年12月24日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第676号について審議した。</li> <li>・諮問第678号について審議した。</li> <li>・諮問第680号について審議した。</li> </ul>
第156回	平成28年1月28日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第676号について審議した。</li> <li>・諮問第680号について審議した。</li> </ul>
第157回	平成28年2月25日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第680号について審議した。</li> <li>・諮問第687号について審議した。</li> </ul>
第158回	平成28年3月23日(水) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県情報公開審査会審議要領の改正について審議した。</li> <li>・諮問第680号について審議した。</li> <li>・諮問第687号について審議した。</li> </ul>

(第二部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第139回	平成27年4月14日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第656号について審議した。</li> <li>・諮問第657号について審議した。</li> </ul>
第140回	平成27年5月12日(火) 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第656号について審議した。</li> <li>・諮問第657号について審議した。</li> </ul>
第141回	平成27年6月16日(火) 波止場会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第656号について審議した。</li> <li>・諮問第657号について審議した。</li> <li>・諮問第681号について審議した。</li> </ul>
第142回	平成27年7月17日(金) 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第656号について審議した。</li> <li>・諮問第657号について審議した。</li> <li>・諮問第681号について審議した。</li> </ul>
第143回	平成27年8月17日(月) 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第681号について審議した。</li> <li>・諮問第684号について審議した。</li> </ul>
第144回	平成27年9月7日(月) 波止場会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第682号について審議した。</li> <li>・諮問第684号について審議した。</li> </ul>
第145回	平成27年10月5日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第682号について審議した。</li> <li>・諮問第684号について審議した。</li> </ul>
第146回	平成27年11月6日(金) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第684号について審議した。</li> <li>・諮問第682号について審議した。</li> </ul>
第147回	平成27年12月7日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第682号について審議した。</li> </ul>
第148回	平成28年1月12日(火) 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第689号について審議した。</li> <li>・諮問第690号について審議した。</li> <li>・諮問第691号について審議した。</li> </ul>
第149回	平成28年2月12日(金) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第689号について審議した。</li> <li>・諮問第690号について審議した。</li> <li>・諮問第691号について審議した。</li> <li>・諮問第686号について審議した。</li> </ul>
第150回	平成28年3月22日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第686号について審議した。</li> <li>・諮問第689号について審議した。</li> <li>・諮問第690号について審議した。</li> <li>・諮問第691号について審議した。</li> <li>・神奈川県情報公開審査会審議要領の改正について審議した。</li> </ul>

(備考) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えている。



# 個人情報保護制度





# I 制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、平成17年3月、県の制度をさらに充実したものとするための一部改正を行い、また、平成17年7月には、公安委員会と警察本部長を実施機関に加える一部改正を行い、すべての県機関に条例が適用されることとなりました。さらに、平成21年度は地方独立行政法人を実施機関に加える一部改正や既存の審議会を統合し、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会を設置する一部改正を行いました。

平成22年度は、新たに保有個人情報を定義することや再受託者等に安全性の確保措置の義務を課した上で、その業務に従事する者に義務及び罰則を課すなどの一部改正を行い、平成22年8月3日（罰則に関連する規定は平成22年9月1日）に施行しました。

平成25年度は、個人情報取扱業務の登録制度を廃止する一部改正を行い、平成26年10月1日に施行しました。

平成26年度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）に基づき社会保障・税番号制度が平成27年10月から導入されることを踏まえ、同法と同様の特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の保護に関する規定を設けるなどの一部改正を行い、一部を除き平成27年10月5日から施行しました。

平成27年度は、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、不服申立ての手続の審査請求への一元化等所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行しました。

## 2 個人情報保護制度の内容

### (1) 制度の目的と特徴

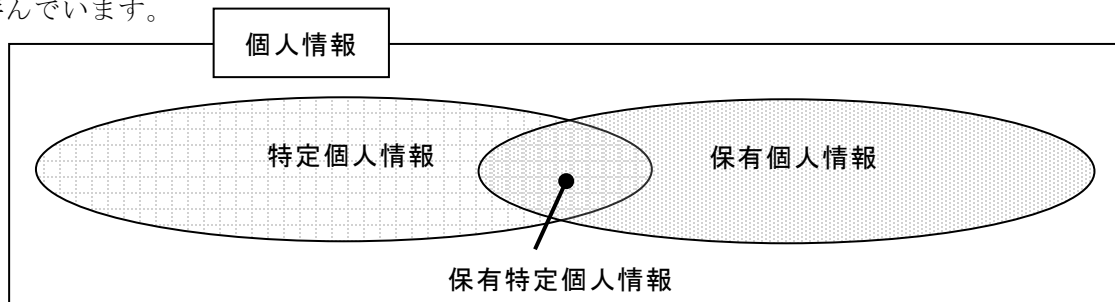
この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、県の機関等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。なお、「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定は、個人情報の保護と利用のバランスが適切に図られるように常に留意する必要があるという趣旨で、平成27年10月から追加されたものです。

## (2) 制度に関する基本的事項

### ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものです。平成27年10月から、それまで対象から除かれていた、いわゆる個人事業主及び団体の役員の当該情報も、個人情報となりました。なお、実施機関における個人情報の利用・提供、廃棄等に関する規定や、自己情報の開示・訂正・利用停止に関する規定については、その対象を「保有個人情報」（実施機関が保有している個人情報であつて、行政文書に記録されているもの）としています。

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む情報は、個人番号により特定の個人が識別できるので、個人情報に含まれます。他の個人情報と取扱いが異なる部分があるため、「特定個人情報」と呼んでいます。また、特定個人情報かつ保有個人情報に該当するものを「保有特定個人情報」と呼んでいます。



### イ 対象となる県の機関等及び責務（条例第2条、第3条）

対象となる県の機関等とは、次に掲げる13の県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（県立病院機構）であり、これらを「実施機関」と規定しています。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努める責務を有します。

### ウ 事業者及び責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有します。なお、平成27年10月から、いわゆるプライバシーポリシー等の作成・公表を事業者の努力義務として規定しました。

### エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとされています。

### (3) 実施機関に係る制度の概要

#### ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

##### (ア) 思想、信条等に関する個人情報の取扱いの制限（第6条）

基本的な人権を侵害する危険性が高いことなどから、実施機関は、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱うことはできません。

##### (イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。また、登録した事項は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

##### (ウ) 取扱目的及び手段等による収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、実施機関は、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。また、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

##### (エ) 保有特定個人情報を除く保有個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条）

実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、取扱目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供してはいけません。

##### (オ) 保有特定個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条の2、第9条の3）

保有特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む保有個人情報）については、マイナンバー法で認められている場合以外には、目的外の利用・提供はできません。

##### (カ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、外部との間でオンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはなりません。また、提供を新たに開始しようとするときは、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。

##### (キ) 安全性、正確性等の確保措置（第11条）

実施機関は、個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、保有個人情報を最新なものとするよう努めなければなりません。

(ク) 取扱い等の委託（第13条）

実施機関は、事務又は事業の全部又は一部を委託するに当たり、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約等により明らかにしなければなりません。

(ケ) その他

その他条例では、職員等の義務（第12条）、指定管理者による個人情報の取扱いに関する実施機関の義務（第14条）、受託業務等に従事する者の義務（第15条）、個人情報の廃棄に係る実施機関の義務（第16条）、実施機関に対する苦情の処理に関する義務（第17条）を課しています。

イ 県民の権利（開示、訂正及び利用停止の請求権）

県民等に対し、自己情報をコントロールする権利を保障するため、条例では、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、請求者以外の特定の個人を識別することができるとき、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになるとき、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるときなど一定の事由がある場合を除き、実施機関はその保有個人情報を開示しなければなりません。なお、平成26年度の条例改正において不開示情報に関する規定について、「不開示情報を除き開示しなければならない」旨条文上明示（第20条）するとともに、部分開示（第20条の2）、裁量的開示（第20条の3）、第三者に対する意見書提出の機会の付与（第23条の2）に関する規定を設けました。また、保有特定個人情報については、任意代理人による開示の請求も認めることにしました（第18条第2項）。

開示の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により保有個人情報を開示します。

なお、試験結果等の保有個人情報については、口頭による簡易開示の方法により行うことができます。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。なお、平成26年度の条例改正において保有特定個人情報については、任意代理人による訂正の請求も認めることにしました（第27条第2項）。

訂正の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の訂正をしてそ

の内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第38条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。なお、平成26年度の条例改正において保有特定個人情報（情報提供等記録を除く）については、任意代理人による利用停止の請求も認めることにしました（第34条第2項）。

利用停止の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(エ) 決定に対する救済（神奈川県個人情報保護審査会（第40条））

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会の議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければなりません。

(備考) 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために自己情報開示請求等に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に個人情報保護審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

#### (4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

ア 制度に関する事業者への指導・助言（第46条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 指針の作成、公表（第47条）

知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針

を作成し、公表することができます。この指針は、個人情報保護法及び同法を受けた各省庁ガイドラインの対象事業者以外の事業者が対象となります。

#### ウ 調査、勧告及び公表

(ア) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができます。また、当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだときは、その事実を公表することができます（第48条）。

ただし、個人情報保護法に基づく主務大臣の行為の相手方となっている事業者や、個人情報保護法第50条（適用除外）に規定する事業者については、この規定は適用になりません。

(イ) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができます。また、当該事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます（第49条）。

ただし、(ア)ただし書に記載の事業者については、この規定は適用になりません。

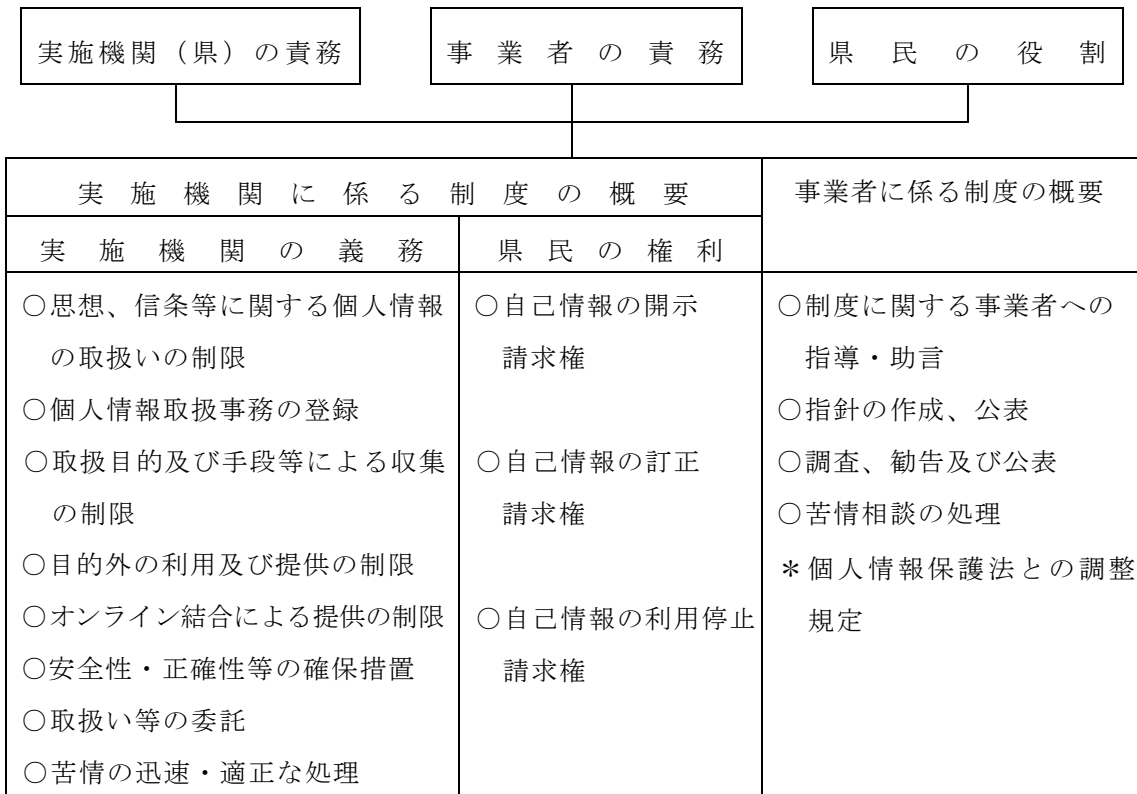
#### (ウ) 意見の聴取等

知事は、前述の(ア)又は(イ)により公表しようとするときは、事業者から意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければなりません（第50条）。

#### エ 苦情相談の処理（第51条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

【条例のあらまし図】



(※) 個人情報保護法では、地方公共団体が保有する個人情報の保護に関しては、当該団体の条例により定めることとされています。また、一定の民間事業者が保有する個人情報に関しては、具体的な義務が規定されています。そこで、条例では、従来どおり各実施機関の義務を規定する一方、同法の義務が適用されない事業者向けの指針を公表する等規定を変更し、同法との調整を図っています。

## Ⅱ 運用状況

### 1 概要

「かながわの個人情報保護制度」は、平成2年10月1日に発足してから平成28年3月31日までに、利用件数が445,640件になりました（表－1）。そのうち平成27年度の利用件数は36,425件で、平成26年度より3,442件増加しています。増加した主な要因は、昨年度に引き続き高等学校入学者選抜試験に関する簡易開示請求が増加したことによります。

利用件数の内訳は、自己情報の開示請求関係が最も多く36,284件に達しています。開示請求書を提出して行う自己情報の開示請求件数は1,648件で、口頭で請求できるいわゆる簡易開示の請求件数は34,635件（前年度比10.5%増）でした。また、自己情報の訂正の請求は1件あり、利用停止の請求はありませんでした。

平成27年度の個人情報の保護に関する問い合わせ・照会は53件あり、その主な内容は、制度全般に関するものが31件、その他民間保有に関するものが12件となっています。

個人情報の取扱いについての苦情・相談等は88件となっています。

実施機関の個人情報取扱事務の登録については、平成28年3月31日現在、事務数が3,494件、類型数<sup>\*1</sup>が5,080件、文書件名数<sup>\*2</sup>が13,465件となっています。

\*1 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索しうる個人の類型」の数であり、その事務が対象とする個人情報の種類（例えば、講師、受講者、申請者等）の数です。

\*2 文書件名数とは、個人情報事務登録簿に定められている「使用する主な個人情報記録」の数であり、その事務で使用される主な行政文書の種類（申請書、許可台帳、廃止届等）の数です。



(表-1) 個人情報保護制度の運用状況について

(平成2年10月1日～平成28年3月31日現在)

項 目	本 庁 (県政情報センター等)			出 先 (地域県政総合センター等)			合 計			
	26年度	27年度	2～27 年度計	26年度	27年度	2～27 年度計	26年度	27年度	2～27 年度計	
利 用 件 数	開示請求(簡易開示 請求除く)	667	849	5,464	790	799	6,666	1,457	1,648	12,130
	簡易開示請求	4,578	4,496	78,892	26,779	30,139	345,109	31,357	34,635	424,001
	訂正請求	0	1	42	0	0	7	0	1	49
	利用停止請求 (17年度から導入)	1	0	91	0	0	5	1	0	96
	小 計	5,246	5,346	84,489	27,569	30,938	351,787	32,815	36,284	436,276
	是正申出 (16年度末で廃止)	—	—	10	—	—	—	—	—	10
問 合 照 会 件 数	開示請求関係	2	4	140	1	0	93	3	4	233
	その他県保有関係	1	4	234	0	0	25	1	4	259
	指針関係	0	1	153	0	1	46	0	2	199
	事業者登録関係	36	—	4,432	16	—	2,239	52	—	6,671
	その他民間保有関係	21	12	435	0	0	54	21	12	489
	制度全般	33	31	396	0	0	224	33	31	620
	小 計	93	52	5,790	17	1	2,681	110	53	8,471
相 談 等 件 数	事業者に関する苦 情相談	48	70	696	2	0	32	50	70	728
	その他の苦情相談	8	18	146	0	0	19	8	18	165
	小 計	56	88	842	2	0	51	58	88	893
合 計	5,395	5,486	91,131	27,588	30,939	354,519	32,983	36,425	445,640	
実施機関の個人情報取扱登録件数(累計)		事務数 3,494件			類型数 5,080件			文書件名数13,465件		

## 2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求の状況

### (1) 開示請求の件数

平成27年度の自己情報の開示請求の件数は1,648件で、平成26年度(1,457件)と比べ191件増加しました。

部局別内訳では、警察本部長が766件(全体の46%)、教育委員会が717件(同44%)、知事が85件(同5%)などとなっています。

(表-2) 年度別部局別内訳

(単位:件)

部局名	2～22 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
ヘルスケア・ニューフロンティア 推進局	-	-	-	-	0	0	0
政策局	25	3	2	3	4	4	41
総務局	104	1	8	1	5	5	124
安全防災局	6	0	0	0	1	0	7
県民局	150	7	19	34	16	32	258
環境農政局	27	0	0	0	1	2	30
保健福祉局	493	15	22	26	17	30	603
産業労働局	36	6	7	1	2	2	54
県土整備局	116	20	12	6	10	10	174
地域県政総合セ ンター等	7	2	2	1	0	0	12
知事部局計	964	54	72	72	56	85	1,303
公営企業管理者	6	2	1	2	0	1	12
病院機構	337	47	49	60	80	75	648
議会	3	0	0	0	0	0	3
教育委員会	891	54	2,065	1,869	720	717	6,316
人事委員会	125	2	2	3	3	0	135
監査委員	0	0	0	0	1	0	1
労働委員会	0	0	0	0	1	0	1
公安委員会	3	1	5	3	1	4	17
警察本部長	935	365	486	547	595	766	3,694
計	3,264	525	2,680	2,556	1,457	1,648	12,130

(備考1) 平成25年4月1日付組織改編により、知事室が政策局内に編入され、商工労働局が産業労働局に改名された。

(備考2) 平成26年4月1日付組織改編により、ヘルスケア・ニューフロンティア推進局が設置された。

## (2) 開示請求の内容

請求内容は、試験関係が697件（全体の42%）、医療関係が80件（同5%）、その他が871件となっています。

(表-3) 内容別内訳

(単位：件)

内 容	2～22 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
試験情報等	490	40	2,031	1,855	668	697	5,781
医療情報等	637	55	48	60	86	80	966
その他	2,137	430	601	641	703	871	5,383
計	3,264	525	2,680	2,556	1,457	1,648	12,130

## (3) 開示請求に対する処理の状況

開示請求のあった1,648件の決定状況は、開示が856件（全体の52%）、一部開示が744件（同45%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が41件（同2%）となっています。

(表-4) 処理状況の内訳

(単位：件)

処理状況別	2～22 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
開 示 (不存在)	1,698(34)	173	1,682	1,443	825	856	6,677(34)
一部開示	1,156	310	940	1,071	569	744	4,790
不開示 (不存在)	377(347)	35(35)	52(49)	39(38)	58(55)	41(38)	602(562)
取下げ	20	5	2	2	5	7	41
却下	13	2	4	1	0	0	20
計	3,264	525	2,680	2,556	1,457	1,648	12,130

(備考) 不存在は、条例改正により、平成12年度以降は不開示決定に含む。

(4) 不開示理由別内訳

一部開示又は不開示とされた785件の不開示理由についてみると、他の個人に関する情報（第3号）が738件、事業の実施に関する情報（第7号）が259件、犯罪捜査等に関する情報（第5号）が72件などとなっています。

(表-5) 不開示(一部開示を含む)情報等の不開示理由別内訳

(単位: 件)

不開示理由の項目	2~22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
1号 請求者の生命等を害するおそれがある情報	-	-	-	-	-	1	1
2号 未成年者に関する情報	4	0	1	1	0	0	6
3号 他の個人に関する情報	1,054	303	888	1,068	561	738	4,612
4号 法人等に関する情報	24	2	3	3	2	2	36
5号 犯罪捜査等に関する情報	62	14	20	56	60	72	284
6号 審議、検討、又は協議に関する情報	12	1	1	5	1	1	21
7号 事業の実施に関する情報	436	92	136	166	216	259	1,305
8号 評価、診断等に関する情報	170	6	58	20	11	7	272
9号 法令の定めによる情報	6	0	1	0	0	1	8
不存在	363	35	49	38	55	38	578
存否応答拒否	6	0	3	1	1	1	12
却下(請求対象外文書)	13	2	4	1	0	0	20
計(1号から9号までは延数)	2,150	455	1,164	1,359	907	1,120	7,155

(備考1) 1つの決定が複数の不開示理由に該当する場合は、各々の項目に1項ずつ計上したため、1号から9号までは延数となる。

(備考2) 不開示理由に係る条例改正のあった際には、相当する改正後の不開示理由の項目に計上した。

(5) 訂正請求の状況

訂正請求のあった1件の決定状況は、不訂正となっています。

(6) 利用停止請求の状況

利用停止請求はありませんでした。

(7) 開示等の請求拒否処分に対する不服申立て

開示等の請求拒否処分に対する不服申立てに係る個人情報保護審査会への諮問は、平成27年度には6件あり、審査会ではⅢに掲載のとおり審議を行い、3件の答申が出されました。

今までの答申173件に係る審議回数は、平均5回、諮問から答申までの日数は、平均370日(中断日数控除後は、平均355日)となっています。平成27年度に答申があった案件について、平均審議回数は4回、諮問から答申までの日数は平均239日となっています。

(表-6) 制度発足以降の不服申立て総括表

不服申立て	処 理 状 況			取下げ	決定等
	諮 問	答 申	係 属		
189件	189件	173件	4件	12件	173件

(表-7) 答申(173件)の内容別内訳

不服申立人主張否認	94件
不服申立人主張一部認容	34件
不服申立人主張全部認容	45件

(表-8) 平成27年度 不服申立て処理状況 (平成28年3月31日現在)

## ○ 不服申立て処理状況

(単位:件)

年度	件数			処理状況					
	前年度からの継続審議	当該年度受理(諮問件数)	個人情報保護審査会からの答申			取下げ	審議中		
			全部認容	一部認容	否認				
26	7	6	1	6	0	0	6	0	1
27	7	1	6	3	0	1	2	0	4
対前年度	0	△5	5	△3	0	1	△4	0	3

## ○ 不服申立て案件一覧

諮問	年月日		案件名	実施機関	答申内容	審議回数・日数*	決定内容
183	申立	26. 11. 28	意見陳述の音声記録不開示の件	代表監査委員	不服申立人主張否認 【答申第171号】	3回、 223日	答申どおり (棄却)
	諮問	26. 12. 5					
	答申	27. 7. 15					
	決定	27. 7. 28					
184	申立	27. 3. 26	県立学校への転入希望教職員選考結果等一部不開示の件	教育委員会	不服申立人主張一部認容 【答申第172号】	4回、 221日	答申どおり (一部変更)
	諮問	27. 4. 6					
	答申	27. 11. 12					
	決定	28. 1. 5					
185	申立	27. 4. 21	特定行政機関の職員とのトラブルに係る通報記録一部不開示の件	公安委員会	不服申立人主張否認 【答申第173号】	4回、 274日	答申どおり (棄却)
	諮問	27. 5. 13					
	答申	28. 2. 10					
	決定	28. 2. 24					
186	申立	27. 7. 27	児童相談所会議記録等一部不開示の件	知事	(審議中)		
	諮問	27. 8. 4					
	答申						
	決定						
187	申立	27. 10. 7	審議会等会議資料一部不開示の件	知事	(審議中)		
	諮問	27. 10. 28					
	答申						
	決定						
188	申立	27. 12. 3	児童相談所経過記録開示の件	知事	(審議中)		
	諮問	27. 12. 9					
	答申						
	決定						
189	申立	27. 12. 3	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件	知事	(審議中)		
	諮問	27. 12. 9					
	答申						
	決定						

※ 日数は、諮問から答申までの日数  
平成27年度中の答申は3件

### 3 簡易開示の状況

#### (1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができません。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。平成28年3月31日現在で、知事部局33試験、教育委員会8試験、人事委員会9試験、(地独)神奈川県立病院機構2試験の合計52試験について、試験の性質に応じて個々に得点、順位またはランクを簡易開示の対象とする個人情報として定めています。

平成27年度に、簡易開示を実施した試験数は39試験でした。

#### (2) 簡易開示の請求件数

平成27年度の簡易開示の請求件数は、34,635件でした。前年度と比べて3,278件、10.5%増加しました。各試験の中で最も請求が多かったのは、高等学校入学者選抜で、29,014件と全体の83.8%となっています。また、前年度に比べて3,136件増加しました。平成2年の条例制定以来、毎年度、最も請求の多い試験として記録されています。

そのほか、請求が多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が2,992件、中等教育学校入学者決定(適性検査)が574件、警察官採用試験が472件、職員採用I種試験が468件となっています。

なお、開示の対象者数(受験者数等)に対する請求者の割合について、全体で138,352人の対象者に対して、25.0%(前年度35.7%)になっています。

(表-9) 平成27年度 簡易開示の実施状況

(平成28年3月31日現在)

試験の名称	所管局等	所管部等	所管課所	請求件数	対象者数	請求率
職員(現業)採用選考	総務局	組織人材部	人事課	—	—	—
職員(現業)身体障害者採用選考	〃	〃	〃	—	—	—
任期付職員採用選考	〃	〃	〃	—	—	—
任期付研究員採用選考	〃	〃	〃	—	—	—
臨時的任用職員登録選考試験	〃	〃	〃	—	—	—
神奈川県特別研究員採用選考	政策局	政策部	総合政策課	—	—	—
狩猟免許試験	環境農政局	水・緑部	自然環境保全課	37	553	6.7%
産業技術短期大学校入学試験	産業労働局	-	産業技術短期大学校	10	149	6.7%

試験の名称	所管局等	所管部等	所管課所	請求件数	対象者数	請求率
総合職業技術校入校選考（学力検査）	〃	-	各総合職業技術校	73	1,356	5.4%
神奈川県障害者職業能力開発校入校選考（学力検査）	〃	-	障害者職業能力開発校	3	157	1.9%
職業訓練指導員試験	〃	労働部	産業人材課	6	126	4.8%
技能検定試験	〃	〃	〃	52	6,525	0.8%
保健福祉大学保健福祉学部入学試験	保健福祉局	-	保健福祉大学	185	670	27.6%
保健福祉大学大学院保健福祉学研究科入学試験	〃	-	〃	12	86	14.0%
保健福祉大学実践教育センター入学試験	〃	-	〃	16	322	5.0%
准看護師試験	〃	保健医療部	保健人材課	4	930	0.4%
衛生看護専門学校入学試験（筆記試験）	〃	-	衛生看護専門学校	135	307	44.0%
衛生看護専門学校入学試験（口述試験）	〃	-	〃	18	308	5.8%
よこはま看護専門学校入学試験（筆記試験）	〃	-	よこはま看護専門学校	22	274	8.0%
よこはま看護専門学校入学試験（口述試験）	〃	-	〃	29	245	11.8%
平塚看護専門学校入学試験（筆記試験）	〃	-	平塚看護専門学校	17	148	11.5%
平塚看護専門学校入学試験（口述試験）	〃	-	〃	13	80	16.3%
調理師試験	〃	生活衛生部	環境衛生課	68	2,796	2.4%
製菓衛生師試験	〃	〃	食品衛生課	6	326	1.8%
ふぐ包丁師試験	〃	〃	〃	64	167	38.3%
クリーニング師試験	〃	〃	環境衛生課	7	77	9.1%
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	薬務課	22	528	4.2%
一般用医薬品登録販売者試験	〃	〃	〃	78	1,820	4.3%
農薬管理指導士認定試験	環境農政局	農政部	担い手支援課	0	31	0.0%
農業機械士認定試験	〃	-	農業技術センター	-	-	-
農業青年海外派遣選考試験	〃	-	農業技術センター かながわ農業アカデミー	-	-	-
かながわ農業アカデミー入校試験	〃	-	〃	3	88	3.4%
かながわ農業アカデミー新規就農者育成研修受講者選考試験	〃	-	〃	2	51	3.9%

試験の名称	所管局等	所管部等	所管課所	請求件数	対象者数	請求率
職員（現業）採用選考	教育委員会	-	総務室	-	-	-
公立学校教員採用候補者選考試験	〃	行政部	教職員人事課	2,992	9,148	32.7%
県立学校教員(実習助手及び寄宿舎指導員を含む。)採用候補者臨時選考試験	〃	〃	〃	9	167	5.4%
高等学校入学者選抜	〃	-	各高等学校	29,014	99,873	29.1%
高等学校転入学者選抜（学力検査）	〃	-	〃	7	70	10.0%
中等教育学校入学者決定（適性検査）	〃	-	平塚中等教育学校・相模原中等教育学校	574	1,755	32.7%
平塚盲学校高等部入学者選抜（学力検査）	〃	-	平塚盲学校	-	-	-
平塚ろう学校高等部入学者選抜（学力検査）	〃	-	平塚ろう学校	-	-	-
職員採用Ⅰ種試験	人事委員会	-	総務課	468	2,449	19.1%
職員採用Ⅱ種試験	〃	-	〃	-	-	-
職員採用Ⅲ種試験	〃	-	〃	14	149	9.4%
公立小中学校等事務職員採用試験	〃	-	〃	25	254	9.8%
免許資格職職員採用試験	〃	-	〃	42	292	14.4%
経験者採用試験	〃	-	〃	22	92	23.9%
警察事務職員採用試験	〃	-	〃	33	538	6.1%
警察官採用試験	〃	-	〃	472	4,570	10.3%
職員採用選考（書類選考のみによるものを除く。）	〃	-	〃	68	525	13.0%
職員採用試験	(地独)県立病院機構	本部事務局	人事給与課	13	350	3.7%
職員採用選考	〃	〃	〃	-	-	-
52 試験	-	-	-	34,635	138,352	25.0%

◎（平成2年10月1日～28年3月31日）

合計	◎ 424,001件	平成2～25年度 358,009件	26年度 31,357件	27年度 34,635件
----	------------	-------------------	--------------	--------------

簡易開示請求の多い個人情報（上位3項目）

平成27年度	平成26年度
①高等学校入学者選抜（29,014件）	①高等学校入学者選抜（25,878件）
②公立学校教員採用候補者選考試験（2,992件）	②公立学校教員採用候補者選考試験（2,863件）
③中等教育学校入学者決定（適性検査）（574件）	③職員採用Ⅰ種試験（634件）



#### 4 問い合わせ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問い合わせに応じるため、県庁の情報公開課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成27年度の相談件数を内容別に見ると、表-10のとおりです。

相談件数は、全部で141件となっており、前年度と比べて27件減少しました。内容別に見ますと、問い合わせが53件、苦情が88件となっており、前年度と比べて問い合わせが57件減少し、苦情が30件増加しました。

問い合わせでは、制度全般関係が最も多く、31件ありました。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が70件あり、その内容としては、個人情報の取得方法に関するものや、個人情報の同意のない提供に関するものが多く見られました。

(表-10) 問い合わせ、苦情相談件数一覧 (単位：件)

項	目	県	民	事	業	者	合	計	
問 い 合 わ せ	開示請求等関係		4		0			4	
	その他県保有関係		4		0			4	
	指針関係		0		2			2	
	事業者登録関係		0		0			0	
	その他民間保有関係		12		0			12	
	制度全般		24		7			31	
	小	計		44		9			53
苦 相 情 談	事業者への苦情		70		0			70	
	その他の苦情		18		0			18	
	小	計		88		0			88
合		計			132		9		141

## 5 実施機関の事務登録の状況

平成27年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,494件となっており、前年度末の3,358件から136件増加しています。平成27年度については、219件<sup>\*1</sup>の事務が新たに登録され、620件の事務が変更され<sup>\*2</sup>、83件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,494件の事務の内訳は、知事部局が2,501件、その他実施機関が993件となっています。

次に類型数ですが、5,080件となっており、一事務あたり平均約1.5件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。

また、文書件名数は13,465件となっており、前年度末の12,551件から914件増加しています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、表-11のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページや県政情報センター等に設置されているインターネット情報端末を利用することにより、県民の皆さんが自由に見ることができます。

\*1 変更により登録簿が二つ以上に分かれたものについては、その増えた登録簿の件数も新たに登録した件数として計上しています。

\*2 個人番号が新たな項目として加わったため、変更届数が多くなりました。

(表-11) 個人情報取扱事務登録件数一覧(実施機関別・部局別)

(平成28年3月31日現在)

実施機関名	事務数	類型数	文書件名数
知 事	2,501	3,607	9,278
ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	3	3	8
政 策 局	157	213	550
総 務 局	107	137	371
安 全 防 災 局	106	136	380
県 民 局	313	476	1,273
環 境 農 政 局	426	557	1,263
保 健 福 祉 局	675	983	2,574
産 業 労 働 局	233	383	963
県 土 整 備 局	365	547	1,388
会 計 局	19	25	76
県政総合センター等	97	147	432
議 会	46	60	152
公営企業管理者	104	122	357
教 育 委 員 会	307	408	1,228
選挙管理委員会	37	54	86
人 事 委 員 会	49	63	166
監 査 委 員	37	41	79
公 安 委 員 会	1	1	3
警 察 本 部 長	279	547	1,628
労 働 委 員 会	31	36	108
収 用 委 員 会	15	19	51
海区漁業調整委員会	25	27	90
内水面漁場管理委員会	10	12	27
県立病院機構	52	83	212
合 計	3,494	5,080	13,465

## 6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆さんが知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

平成27年度は、平成28年1月1日（神奈川県個人情報等取扱事務要綱の施行日）から3月31日までに目的外利用・提供したものを調査対象としました。

内容としては、振り込め詐欺等の防止啓発のための他の実施機関への名簿提供、学校警察連携制度に基づく情報提供などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長等への報告の対象外としています。

(表-12) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

	目的外利用・提供に係る 県個人情報保護条例 根拠条項	件数（件）	目的外利用・提供に係る本人の数（人）
実施機関内で目的外利用	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	834	2254
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用）		
実施機関外へ目的外提供			
他の実施機関へ提供	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	1	4280
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
国へ提供	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）	60	60
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）	1	25
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
地方独立行政法人へ提供	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
		計	896
			6619

## 7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

### (1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

平成27年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、68件となっており、前年度と比べて21件増加しました。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が44件（64.7%）、知事が21件（30.9%）、公営企業管理者が2件（2.9%）、労働委員会が1件（1.4%）となっています。

（表—13）

実施機関	知 事											公営企業管理者	議会	教育委員会	人事委員会	労働委員会	合計	
	ヘルスケア局	政策局	総務局	安全防災局	県民局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	会計局	その他							計
件数	1	1	7	0	2	1	5	0	2	0	2	21	2	0	44	0	1	68

（備考）表中「ヘルスケア局」とあるのは「ヘルスケア・ニューフロンティア推進局」

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が26件（38.2%）、紛失が25件（36.8%）、誤廃棄が6件（8.8%）、誤交付が6件（8.8%）となっており、全体の90%超をこれらが占めています。

（表—14）

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	26	6	6	25	0	5	68

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係る情報が68件（100.0％）でした。職員等のみに係る情報、県民および職員の双方に係る情報は、平成27年度には発生しませんでした。

事故に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が48件（70.6％）、6～49人が9件（13.2％）、50～99人が1件（1.5％）、100人以上が10件（14.7％）となっております。100人以上の規模の事故は、ほとんどが書類の紛失や誤廃棄によるものです。

なお、これらの事故等のうち、職員によるものが67件（98.5％）、委託先によるものが1件（1.5％）でした。指定管理者による事故はありませんでした。

（表－15）

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合 計
県民のみに係る情報	48	9	1	10	68
職員等のみに係る情報	-	-	-	-	-
県民・職員に係る情報	-	-	-	-	-
合 計	48	9	1	10	68

これらの事故等の条例違反については、「安全性の確保措置」が課題となっています。

（表－16）

条例違反の状況	件数
目的外提供の制限（第9条）	0
安全性の確保措置（第11条第1項）	67
職員等の義務（第12条）	3
受託事業者の安全性の確保措置（第11条第2項）	1
オンライン結合（第10条）	0
事故の合計数	68

（注）条例違反が複数該当する場合は、各々重複して計上しています。例えば、職員等の義務違反の3件は、安全性の確保措置違反の67件と重複しています。

事故のほとんどについては、本人等への情報提供がなされています。また、すべての事故について、再発防止策がなされています。事故後、個人情報が回収されたものは25件でした。

（表－17）

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	66
再発防止策	68
個人情報の回収	25

## (2) 事故・不祥事防止への対応

県では、職員キャリア開発支援センターのパワーアップ研修や県機関が主催する職員研修、インターネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。また、情報公開広聴課で防犯ブザー付きカバンを希望する所属へ貸出しており、個人情報を含む書類等を持ち運ぶ際の事故防止を図っております。



### Ⅲ 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の手続を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

#### 神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

平成28年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
岩田 恭子	弁護士（横浜弁護士会）	
金子 匡良	神奈川大学准教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学教授	会長
堀越 由紀子	東海大学教授	
松田 道佐	弁護士（横浜弁護士会）	

任期：平成26年10月1日～平成28年9月30日

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報のもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成27年度中に、審査会は10回開催され、前年度からの継続案件の審議をし、3件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審議内容
第248回	平成27年5月26日（火） 神奈川県庁新庁舎	・諮問第183号について審議を行った。
第249回	平成27年6月23日（火） 神奈川県庁新庁舎	・諮問第183号について審議を行った。 ・諮問第184号について審議を行った。
第250回	平成27年7月28日（火） 波止場会館	・諮問第184号について審議を行った。
第251回	平成27年9月4日（金） 横浜市開港記念会館	・諮問第184号について審議を行った。
第252回	平成27年10月16日（金） 神奈川県庁新庁舎	・諮問第184号について審議を行った。 ・諮問第185号について審議を行った。
第253回	平成27年11月13日（金） 神奈川県庁新庁舎	・諮問第185号について審議を行った。
第254回	平成27年12月18日（金） 神奈川県庁新庁舎	・諮問第185号について審議を行った。 ・諮問第186号について審議を行った。
第255回	平成28年1月22日（金） 神奈川県庁新庁舎	・諮問第186号について審議を行った。 ・諮問第185号について審議を行った。
第256回	平成28年2月15日（月） 横浜市開港記念会館	・諮問第187号について審議を行った。 ・諮問第186号について審議を行った。
第257回	平成28年3月17日（木） 波止場会館	・諮問第186号について審議を行った。 ・諮問第187号について審議を行った。 ・神奈川県個人情報保護審査会審議要領の改正について審議を行った。

## IV 制度の普及啓発活動

### 1 県民、事業者への制度周知

#### (1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていると言われています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布や、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成27年度は、平成25年度に作成した、過剰反応の具体的な事例やその対応策、日常生活の中で個人情報を取り扱うにあたって注意すべき点など、県民・事業者の両方に活用していただくためのQ&Aを掲載したパンフレット「必要な個人情報まで『過保護』にしていますか ～バランスの取れた保護と利用を～」を、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議等で配布しました。

また、個人番号（マイナンバー）が10月から通知されることを踏まえ、県のたよりの10月号にマイナンバーの通知及び個人情報の保護と活用をテーマとした記事を掲載しました。

更に、消費者庁との共催で、「情報を 守り活かそう 明るい未来」及び「組織におけるルール作りと情報セキュリティ対策」をテーマに個人情報保護法の説明会を開催したところ、302名の方の参加がありました。

#### (2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとしています。

この指針に基づき、適正に個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行います。

平成27年度は、平成26年度に作成した、事業者が個人情報を保護しながら、適切に活用するための重要なポイントをまとめたパンフレット「事業者の皆様へ 守りましょう！ 個人情報と皆の信頼」を、個人情報保護推進会議等で配布しました。

また、県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として派遣する個人情報保護研修講師派遣事業を新たに実施したところ、15回の派遣を行い、計1,159名の方の参加がありました。

更に、従前委託事業として行っていた研修会を直営化し、全業種を対象とした研修会を2回、福祉・医療業種を対象とした研修を1回実施し、計793名の方の参加がありました。

加えて、公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会が主催する高齢者住みかえ支援相談員養

成講座において「個人情報保護法の基礎知識」をテーマに講義を行い、32名の方の参加がありました。

また、個人情報保護推進会議を開催し、岡本正氏（岡本正総合法律事務所（現：銀座パートナーズ法律事務所）弁護士）に「個人情報保護法の改正と事業者に求められるマイナンバー対応」について御講演いただき、参加された161名の方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただくことができました。併せて、事業者向けの県のホームページに、当該会議の講演概要を掲載しました。

## **2 職員への意識啓発**

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、また、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成27年度の研修については、職員キャリア開発支援センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施したほか、税制企画課主催の税務専門課程研修の中で、個人情報保護についての研修（1回）、情報公開・個人情報保護担当者説明会（1回）を実施しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。

情報公開・個人情報保護審議会



## 情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。委員の任期は2年であり、平成26年4月には、第3期（平成26年4月1日～平成28年3月31日）の委員として10名が就任され、会長に宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授を選出しました。

平成27年度は、審議会が5回開催され、「行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について」、「類型答申の見直しについて」及び「事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について」の3件が諮問されました（答申3件）。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価（基礎項目評価書）について5件の報告を受けました。

なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項に係る諮問はありませんでした。この他、特定個人情報等の安全管理に関する規程の整備について、行政不服審査法の改正に伴う神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の一部改正や神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正等について報告を受けました。

また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録等について、審議が行われました。

### 1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 2 8 回 全 体 会	平成27年 5月27日(水)	1 行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応に係る諮問について（情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第54条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 3 その他
第 2 9 回 全 体 会	平成27年 7月22日(水)	1 行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応に係る諮問について（情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第54条関係） 2 類型答申の見直しに係る諮問について（個人情報保護条例第54条関係） 3 特定個人情報保護評価 基礎項目評価書に係る報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項関係） 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）
第 3 0 回 全 体 会	平成27年 9月17日(木)	1 類型答申の見直しに係る諮問について（個人情報保護条例第54条関係） 2 特定個人情報等の安全管理に関する規程の整備について 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）

第 全	3 体	1 回 会	平成27年 11月18日（水）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正に係る諮問について（個人情報保護条例第47条関係）</li> <li>2 特定個人情報保護評価 基礎項目評価書に係る報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項関係）</li> <li>3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）</li> <li>4 その他 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の概要について、平成26年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について</li> </ol>
第 全	3 体	2 回 会	平成28年 3月25日（金）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審議会の運営（事業者における個人情報の取扱いに関する神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の審議要領の一部改正）について</li> <li>2 行政不服審査法の改正に伴う神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の一部改正について</li> <li>3 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正について</li> <li>4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）</li> <li>5 平成27年度個人情報保護に係る事業者研修事業（研修講師派遣事業・事業者研修会）について</li> </ol>

## 2 審議会の審議状況

### (1) 情報公開制度、個人情報保護制度の見直しに係る諮問に関する審議状況

ア 平成27年5月27日付け情公第1号で知事から諮問された神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第54条の規定に基づく行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について、第28回審議会（平成27年5月27日）及び第29回審議会（同年7月22日）において継続して審議しました。

平成26年6月13日に行政不服審査法が、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、制定以来50年ぶりに抜本的に改正されたことに伴い、神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の不服申立制度に関する規定について必要な改正を行うため、諮問したものです。

行政不服審査法の主な改正内容としては、公正性の向上に向けて、審理員による審理手続の導入及び第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続の導入が、また、使いやすさの向上に向けて、異議申立て手続を廃止し、原則として審査請求に一元化することによる手続保障水準の向上、主観的審査請求期間の60日から3か月への延長、標準的な審理期間の設定による審理の迅速化などが挙げられます。

現行の情報公開審査会又は個人情報保護審査会は、情報公開又は個人情報保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する外部委員で構成され、インカメラ審理等による調査権限を行使して公正かつ客観的に公開の可否を判断するなど、すでに審査請求に係る実質的な審理を第三者機関により行うことが制度上確保されています。このことから、審理員による審理手続の適用を除外する場合に該当すると認められ、改正法第9条第1項ただし書に基づき、改正法第9条第1項本文の適用を除外とする「特別の定め」を情報公開条例及び個人情報保護条例に設けることが妥当であると判断されました。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第32号）をいただきました。



イ 平成27年7月15日付け情公第6号で知事から諮問された個人情報保護条例第54条の規定に基づく類型答申の見直しについて、第29回審議会（平成27年7月15日）及び第30回審議会（同年9月17日）において継続して審議しました。

従前、個人情報の本人収集等の原則に関し、神奈川県個人情報保護条例で定める適用除外規定に該当しないため審議会の意見を聴く必要がある個人情報の取扱いのうち、複数の室課所で共通に行われる個人情報の取扱いである場合には、実施機関ごとにその取扱いの共通事項を取りまとめた上で審議会へ諮問し、「類型」として答申をいただき、ひとつの適用除外事項として運用をしてきましたが、平成26年11月26日付けの個人情報保護制度の見直しに係る審議会からの答申に基づき同条例を改正したことを受け、各実施機関と類型答申の見直しについて調整を行いました。この調整が整ったことから、他の実施機関に対する類型答申も含めてその見直しについて、同条例第54条の規定に基づき、諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第33号）をいただきました。

## (2) 個人情報取扱いの指針に関する審議状況

平成27年10月29日付け情公第9号で知事から諮問された個人情報保護条例第47条の規定に基づく事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について、第31回審議会（平成27年11月18日）において審議しました。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成27年10月5日に施行され、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、収集・利用・提供等の各場面において一般の個人情報よりも厳格な規制が及ぶこと、また、事業者における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが国により制定されたことから、特定個人情報について、本指針の対象から除外することについて諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第34号）をいただきました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成28年3月31日現在)

氏名	現職	備考
石井 夏生利	筑波大学大学院図書館情報メディア系准教授	
井上 秀子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会理事	
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長
柏尾 安希子	神奈川新聞社統合編集局文化部デスク兼論説委員	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
鈴木 和夫	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
前田 一	弁護士（横浜弁護士会）	
松崎 嘉子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	
湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている事務数等整理表

(平成2年4月1日～平成28年3月31日現在)

区分  実施機関	県保有関連案件												民間保有関連案件			住 基 案 件 諮 問 件 数	制 度 改 善 諮 問 件 数	番 号 利 用 法 諮 問 件 数									
	6条		8条		9条		10条			計		旧 33条 是 正 申 出 諮 問 件 数	47条	旧48条	旧51条												
	取扱 制限 事項		本人外 収集		目的外 利用 ・提供		オンライン 結合			類 型	個 別		変 更	個人 情報 取扱 いの 指 針 諮 問 件 数	業務 登録				同 変 更								
	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	変 更			類 型			個 別					変 更	諮 問 件 数	諮 問 し た 登 録 業 務	諮 問 件 数				
知事	7	18	12	57	9	32	4	18	2	32	125	2	1	5 (1)	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	6 (2)	2							
議会	6	1	7	4	9	-	3	7	1	25	12	1	-														
公営企業 管理者	6	-	7	11	9	7	3	3	-	25	21	-	-														
教育 委員会	7	5	11	15	10	1	4	7	1	32	28	1	4														
人事 委員会	6	-	7	4	9	-	3	2	-	25	6	-	-														
監査 委員	4	-	8	6	7	-	1	2	-	20	8	-	-														
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	1	-	3	1	-	-														
警察 本部長	9	4	11	4	11	1	2	1	-	33	10	-	-														
労働 委員会	7	-	11	3	9	-	2	-	-	29	3	-	-														
選挙管理 委員会	7	-	11	4	9	-	3	5	-	30	9	-	-														
収用 委員会	7	-	11	4	9	-	1	-	-	28	4	-	-														
海区漁業 調整委員会	7	-	11	3	9	-	2	2	-	29	5	-	-														
内水面漁場 管理委員会	7	-	11	3	9	-	2	1	-	29	4	-	-														
県立病院 機構	7	16	11	19	9	7	4	4	-	31	46	-	-														
合 計	88	44	130	137	119	48	34	53	4	371	283	4	5	5 (1)	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	6 (2)	2 (2)							

備考 ( ) 内は27年度の件数で内数。



資 料 編



## 資料1 情報公開審査会答申の概要

### 情報公開審査会答申第604号の概要

件名	特定個人の資格に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第677号）		
請求文書の概要	特定個人（以下「本件個人」という。）に教員免許が発行されていることが分かる文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成26年6月4日	諾否決定年月日	平成26年6月9日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	教育委員会（教職員企画課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第8条		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件個人の教員免許の有無（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しない。 また、本件情報は、公務員等の情報ではあるが、公務員等の情報であっても、人事管理上保有する職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報には含まれないと解されるため、同号ただし書ウにも該当しない。</li> <li>本件請求は、本件個人に教員免許が発行されていることが分かる文書を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に対して教員免許状を授与したことの有無、すなわち個人に資格を与えたことの有無を公開することとなり、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第8条の規定を適用したものである。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成26年6月20日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件個人は平成5年から特定自治体の教育委員会に講師採用され、平成24年に教諭として正式採用され、特定自治体の中学校で勤務していた者である。</li> <li>教員免許制度は、文部科学省によっても「公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つ」とされているものであり、教員としての業務と関係のない資格と同じ扱いではなく、本件個人が教諭としての業務が許されるかが左右される重要な情報であるため、実施機関の判断は誤りである。</li> <li>教員免許は職員等の健康や休暇には当たらず、身分取扱いに関する情報についても、多くの自治体の条例で「任用や給与、勤務時間など」という意味で使っており、実際に教諭として働いている人物の教員免許の有無についてこの解釈及び運用の基準を適用することは拡大解釈と言わざるをえない。</li> <li>本件個人が「実施機関に属するものでもない」という実施機関の説明については、教員免許状が全国どの都道府県教育委員会でも原則、申請があれば授与できるものであるから、そのような理由で開示拒否をすることはできない。</li> <li>当方は教員免許状の詳しい記載内容の開示を求めているわけではない。「個人に与えた資格の有無を公開することになる」との理由で存否についても明らかにしないことは、重要な情報に対する説明責任を全うしていないことである。</li> <li>したがって、本件処分は不当であり、少なくとも存否については明らかにすることが妥当である、との答申を求める。</li> </ul>		
諮問年月日	平成26年7月7日		
審査会の論結	実施機関は、特定個人に教員免許が発行されていることが分かる文書を求めるという公開請求について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。		

<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、教員免許状を授与する際に作成する免許原簿のうち、本件個人に係る部分である。</p> <p>2 教員の免許資格について 教員の要件については、教育職員免許法（以下「法」という。）第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない」と定められており、教員免許が必要とされている。</p> <p>3 条例第8条該当性について 本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるか否かについて、以下検討する。</p>
<p>審査会の判断理由 (続き)</p>	<p>4 条例第5条第1号該当性について (1) 条例第5条第1号本文該当性について 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件情報は、前記2において述べたとおり、法第3条第1項の規定により、教員としての教育活動を行う上で不可欠な資格であって、公務員である教員が行う教育活動という職務遂行の正当性を担保する情報であると解される。</li> <li>・ したがって、本件情報は、公務員の職務遂行に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当するため、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとはならないと判断する。</li> </ul>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年5月25日（答申第604号）</p>



情報公開審査会答申第 605 号の概要

件名	特定日に行われた会合の報告書等一部非公開の件（諮問第 675 号）		
請求文書の概要	特定日に行われた会合（以下「本件会合」という。）の議事内容と議事録等の文書並びに特定施設（以下「本件施設」という。）の地番及び許可に係る番号ごとの詳細が記述されている文書（以下「本件説明文書」と総称する。）並びに本件施設の農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）上の取扱いに関する文書（以下「本件取扱文書」という。）		
請求年月日	平成 26 年 3 月 3 日	諾否決定年月日	平成 26 年 3 月 13 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（農政課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件説明文書としては、本件会合に関する報告書及び議事録（以下「本件報告書等」という。）を、本件取扱文書としては、本件施設の農振法上の取扱いについて説明するため、特定日付で異議申立人に交付した書面（以下「本件交付書面」という。）を、それぞれ特定した。</li> <li>・ 本件報告書等のうち個人の氏名（肩書きを含む）並びに本件交付書面のうち個人の住所、氏名及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第 5 条第 1 号の規定により非公開とした。              条例の非公開情報は、請求者が誰であるかを考慮せずに、公開か否かの判断をすることから、請求者が自己の情報について公開請求した場合であっても、条例第 5 条第 1 号の規定に該当する個人情報であれば非公開とされる。</li> <li>・ 本件報告書等は、担当職員が、本件会合当日に取った本件メモを見て作成し、回議欄にあるとおり、農政課長宛に報告したものである。本件メモは本件報告書等の作成後、不必要となったので廃棄した。本件請求時には、既に存在していなかった。</li> <li>・ 異議申立人は、起案書の公開を求めているが、そのような文書は存在しない。</li> <li>・ 本件説明文書に該当する行政文書としては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請書類が存在していたと考えられるが、5 年の保存期限が過ぎたので廃棄した。許可した旨を記載した農地法第 5 条許可申請書処理簿（以下「本件台帳」という。）は存在するが、本件台帳について平成 25 年度に異議申立人から情報公開請求を受け、一部公開（条例第 5 条第 1 号の規定に該当する個人情報を非公開）していることから、今回そこまで公開しなくてもよいと考えた。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成 26 年 3 月 24 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非公開とされた部分の公開を求める。非公開部分が、私の名前であれば、公開すべきである。</li> <li>・ 実施機関職員より、メモ（以下「本件メモ」という。）を基に本件報告書等を作成したと聞いた。本件メモの公開を求める。</li> <li>・ 本件報告書等を作成・提出する前提として作成された起案書があれば公開していただきたい。</li> <li>・ 行政文書公開請求書に記載した内容について、他にも関連のある行政文書があれば公開していただきたい。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 3 月 26 日		
審査会の論結	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関は、農地法第 5 条許可申請書処理簿のうち異議申立てに係る特定施設に関する部分について、請求対象文書として特定し、個人情報に当たる部分を除き、これを公開すべきである。</li> <li>2 実施機関が、前記 1 以外の行政文書を一部公開又は不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。</li> </ol>		

<b>審査会の 判断理由</b>	<p>1 本件説明文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起案書について  本件報告書等は、農政課長に本件会合の概要を報告するために担当職員が作成した文書に、議事録（会合参加者の発言概要を示したもの）を添付したものである。通例、この種の報告文書は、起案することなく担当職員が作成・提出すれば足りる。  それゆえ、本件会合の内容を農政課長に報告するための文書としては、本件報告書等のみが存在し、これ以外に関連のある行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</li> <li>・ 本件メモについて  本件メモは、本件会合に出席した担当職員が、本件報告書等を作成するための手控えとして当日に取ったものである。通例、この種のメモは、報告文書の作成のために専ら利用され、メモそのものが、実施機関内において共用・回覧されることはない。本件においても、担当職員が、農政課長宛に報告書等を提出したことで目的を達成して不要になったため、廃棄した。本件請求時において、本件メモが不存在であったとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</li> <li>・ 本件台帳について  実施機関によれば、本件施設が建設された土地を農地から転用した際に提出された農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書類が存在していたが、5年の保存期間が過ぎたので廃棄された。本件許可は平成16年度に行われており、本件請求時において、この書類が存在していなかったとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。  しかし、本件台帳の存在を認識しながら、これを非公開としたことは容認することができない。本件台帳には、本件土地の所在地、許可番号等が記載されており、本件説明文書に該当することは明らかである。また、本件台帳は、個人情報に当たる部分を除き、既に異議申立人に公開されたことがあり、これを公開することに、なんらの支障も存在しない。</li> <li>・ 個人の氏名（肩書きを含む）は、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。また、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。それゆえ、本件報告書等のうち個人の氏名（肩書きを含む）を非公開としたことは妥当である。</li> </ul> <p>2 本件取扱文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件取扱文書（本件施設の農振法上の取扱いに関する文書）としては、公開した本件交付書面のみが存在し、これ以外に関連する行政文書が存在するとは認められない。  このことは、農振法に関する実務上の取扱いについて説明した書籍（一般に市販されているもの）を本件請求の対象文書として特定し、公開していること、及び、本件施設に係る法令解釈についてあえて国に問い合わせをし、確認していることから裏付けられる。</li> <li>・ 本件交付書面のうち非公開とした部分は、個人の住所、氏名及び電話番号であって、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。また、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。</li> </ul> <p>3 結論</p> <p>以上のことから、当審査会は、次のように判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関は、個人情報に当たる部分を除き、本件台帳を公開すべきである。</li> <li>・ 本件報告書等、本件交付書面及び本件台帳を除くほか、本件請求の対象となるべき行政文書は不存在であり、これを非公開としたことは妥当である。</li> <li>・ 本件報告書等及び本件交付書面のうち個人情報に当たる情報を非公開としたことは妥当である。</li> </ul>
<b>答申年月日</b>	平成27年7月29日（答申第605号）

情報公開審査会答申第 606 号の概要

件名	特定の社会福祉法人に関する文書一部非公開の件（諮問第 656 号）		
請求文書の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定期間に特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）の理事会、仮理事会、評議員会に関して県が作成した文書、図画及び電磁的記録の全て（以下「本件行政文書」と総称する。）</li> <li>・特定の期間に実施された本件法人の指導監査の結果報告書及び講評、特定期間（以下「本件期間」という。）実施の会計検査院による監査（以下「本件検査」という。）の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件監査報告書等」という。）</li> </ul>		
請求年月日	平成 25 年 5 月 15 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（介護保険課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>（文書の特定について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件行政文書として、打合せ資料ほか 20 の文書（以下「本件議事録等」という。）及び旅費請求書（以下「本件旅費請求書」という。）を、本件監査報告書等として指導監査結果に係る決裁文書を、それぞれ特定した。</li> </ul> <p>（条例第 5 条第 1 号該当の点について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に関する情報である、氏名、職業、住所、従業員のヒアリング内容、旅費支給額等は、公開することにより特定の個人が認識される可能性があり、プライバシー保護の観点からそのおそれのある情報も含めて原則非公開とした。</li> </ul> <p>（条例第 5 条第 2 号該当の点について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮理事、理事、評議員（候補者含む）の推薦理由や経験等の情報は法人の人事管理に関する情報であり、理事会等議事内容の一部、議案の審議内容の一部については、経営方針等法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより信用上の正当な利益を害する可能性があるとして判断し、非公開とした。</li> </ul> <p>また、法人の経緯、現状認識、運営上の問題点、法人意見・意向、対応内容の一部、今後の対応等に関する情報については、法人の事業運営や経営状況等が推測されうる情報であり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。</p> <p>さらに指摘事項の概要の状況、実地監査・実地検査における聴取事項等の内容については、法人の事業状況、今後の運営に影響があると思われる情報であるため、公表することにより正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。</p> <p>（復命書について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復命書の内容に相当する事項は、本件議事録等に記録していたため、別途復命書は作成していない。</li> </ul> <p>（本件検査の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件検査文書」と総称する。）について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件検査は、保健福祉局総務室が担当であり、本件期間に県庁と県内各施設等で行われた。本件法人においては特定日に実地検査を実施しているが、介護保険課は立会いを行っておらず、本件検査文書は存在しない。</li> </ul> <p>本件処分では、公開することができない部分の記載が不十分であったが、不存在であるため非公開とした。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 12 日		
不服申立ての趣旨	<p>（公開することができない部分について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回公開された行政文書には、多くの非公開（黒塗り）部分があり、はなはだしいページは、1 ページ全部黒塗りのものもあり、個人情報のみでなく、文章全体を黒塗りしている部分もある。非公開とした理由は、すべて条例第 5 条第 1 号（個人に関する情報）及び同条第 2 号（法人に関する情報）を根拠とした紋切り型の説明で納得できない。もちろん、個人情報、法人情報を守ることは重要な問題だが、それは制度の趣旨との兼ね合いで、慎重に、かつぎりぎりのところまで、精査して判断すべき問題であり、黒塗りがあまりに多すぎる。</li> </ul> <p>そもそも、情報公開制度は、「県民主体の県政を確立する上において県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ」、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にと</p>		

<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>どめます。」という目的で作られたもので、今回の「決定通知」は、この目的と趣旨にそぐわないものだと考える。</p> <p>「公開することができない」部分については、制度の本来の趣旨に基づき再検討を行い、公開することを求める。また、それができない場合は、「公開することができない」理由をそれぞれの文書に沿って、具体的に説明いただきたい。</p> <p>(本件旅費請求書について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関職員の自宅以外で非公開とされている部分があるが、その理由は何か。公開の再検討をお願いすると同時に、それができない場合は、その理由の具体的な説明をお願いする。</li> </ul> <p>本件旅費請求書の中で、いくつかの欄が全く空欄になっているものが多く見受けられるので、その理由の説明をお願いする。</p> <p>公開された行政文書の中に、私が請求している出張の復命書あるいは報告書(以下「本件復命書」という。)がないが、その理由の説明をお願いする。出張した場合は、復命書が必要なのではないか。</p> <p>(本件検査文書について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件検査文書は一切公開されていない。この文書の存在の有無について知らせていただきたく、存在する場合は公開を求める。</li> </ul>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 25 年 11 月 22 日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関は、特定期間に特定の社会福祉法人の理事会、評議員会等に関して県が作成した文書、図画及び電磁的記録のうち、仮理事長及び理事の氏名並びに同法人の代表者がいない状況であることがわかる部分については、公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件議事録等について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>本件議事録等に記載されている理事、評議員(候補者含む)、仮理事長、仮理事、議事録署名人及び従業員の氏名、年齢、職業及び住所(以下「本件理事等情報」と総称する。)は、特定の個人が識別又は識別されうる情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>(ア) 仮理事長の氏名は、仮とはいえ法人を代表する者であることから、当該情報は公示すべき事柄であり、同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(イ) 理事の氏名は、登記事項ではないが、県ホームページで公開されていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(ウ) 仮理事の氏名は、本来は一時的な存在であり、県ホームページにおいても公開はしていないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>(エ) 議事録署名人に仮理事長が署名した場合は、上記(ア)のとおり同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(オ) 議事録署名人に仮理事長以外が署名した場合は、議事録署名人として公になる慣例はないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>(カ) その他の本件理事等情報については、公にする慣例はないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>イ 本件理事等情報は「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>ア 本件議事録等に記載されている議事内容については、本件法人の代表者がいない状況であることが分かる部分(以下「本件状況」という。)を除き、本件法人の内部状況が詳細に記載されており、公開することにより本件法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。</p> <p>イ 本件状況について</p> <p>社会福祉法人は、法令の定めからすると非常に公益性の高い法人であることを踏まえると、本件法人の代表者がいない状況であるというのは公益に非常に密接に係る状況であり、公開することにより正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、むしろ一般に公開する必要があるものと考えられ、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 本件旅費請求書について  本件旅費請求書において非公開とされた用務地には、個人だけでなく団体名も記載されているが、団体名では個人が識別され、若しくは識別され得る情報とまでは言えない。ただし、調整的立場である県職員が、いついかなる団体の者と会ったかという情報は、公開することにより、県が本件法人の関係者間を調整するという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p> <p>3 本件復命書について  神奈川県職員服務規程においては、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているが、上司に随行した場合や、軽易な事項についてはこの限りではないとしている。  本案件において実際に出張しているのは、旅行命令権者である課長又は課長代理であったため、同規程を踏まえると、本件復命書が不存在であっても不自然な点は見当たらない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年8月17日(答申第606号)</p>

情報公開審査会答申第 607 号の概要

件名	特定の社会福祉法人に関する会計検査院監査の報告書等不存在の件（諮問第 657 号）		
請求文書の概要	・特定期間（以下「本件期間」という。）実施の会計検査院による監査（以下「本件検査」という。）の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件検査文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 25 年 5 月 15 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 12 日（当初） 平成 25 年 9 月 19 日（変更）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（介護保険課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件検査は、保健福祉局総務室が担当であり、本件期間に県庁と県内各施設等で行われた。本件法人においては特定日に実地検査を実施しているが、介護保険課は立会いを行っておらず、本件検査文書は存在しないところ、本件原処分においては不存在であることを記載しなかったため、本件変更処分を行った。		
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<p>（変更理由について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件変更処分の決定通知書の変更理由欄には、本件検査文書について不存在であることを記載しなかったためとあるが、なぜこの段階で変更するのかその理由がわからない。本件検査文書については、本件原処分の取消しを求める異議申立てに含まれるもので、本来この異議申立てに対する決定の中で明らかにするべきものではないか。異議申立書を見て、すぐに対応してしまおうと考えたと推測するが、もしそうであるとしても、なぜ、本件原処分の中で記載しなかったのかその理由を明記すべきである。このような紋切り型の言い方で済まそうとするのは、県民からその責務を委任されている県当局としては余りに不誠実な対応ではないか。</li> </ul> <p>（本件検査文書の所在について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件検査は、会計検査院によるものだが、当然県職員も同席して行われているものと思う。そうだとすれば、県に文書が何も残されていないということは納得ができない。そこで、本件検査文書は現時点でも存在しないのか、あるいは他の課にあるのか。明らかにしていただきたい。もし、他の課にあるのであれば、それを教えるのが誠意ある対応だと思う。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 25 年 12 月 2 日		
審査会の結論	実施機関が、特定の社会福祉法人に関する会計検査院検査の報告書等は不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件検査文書について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関の説明によると、本件検査には立ち会っていないため、本件検査文書が不存在であることについて不自然な点は見当たらない。ただし、対象文書が存在しない場合はその理由が重要であることから、丁寧に記載すべきであるところ、本件変更処分においては、非公開の理由について単に「不存在のため」とだけ記載されている。一般に、文書の不存在を理由とする非公開の決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。したがって、本件変更処分における理由付記は、行政手続条例第 8 条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、実施機関においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。</li> </ul>		
答申年月日	平成 27 年 8 月 17 日（答申第 607 号）		

情報公開審査会答申第 608 号の概要

件名	特定の道路標示塗装業務における工事請負契約にかかる積算単価表等一部非公開の件（諮問第 681 号）		
請求文書の概要	特定の道路標示塗装業務を委託契約するための入札公告に当たり、当該業務の入札執行に係る予定額を積算するために作成された積算単価表（以下「本件単価表」という。）及び道路標示積算調書（以下「本件調書」という。）		
請求年月日	平成 26 年 9 月 22 日	諾否決定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県警察本部（交通規制課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件単価表及び本件調書（以下「本件行政文書」と総称する。）のうち単価及び金額（以下「本件非公開情報」という。）は、特定の道路標示塗装業務の入札執行に係る入札執行予定額及び工事設計額を算出するための単価及び金額であり、神奈川県警察（以下「県警察」という。）で採用している道路標示塗装業務の単価は、神奈川県県土整備局（以下「県土整備局」という。）作成の「土木工事資材等単価表」及び「土木工事標準積算基準書」（以下「土木工事資材単価表等」と総称する。）に規定する単価と県警察が業者から見積書を徴して決定した単価を比較し、低い方を採用している。また、県警察が独自に材料等を指定する道路標示塗装業務については、業者から見積書を徴して決定した単価であることから、県土整備局が公開している単価とは異なるものであり、これら単価は、実勢に近い単価とするため、原則として半年に 1 回改定している。</li> <li>・審査請求人は、道路標示塗装業務の予算は神奈川県（以下「県」という。）の支出となることから、県と異なる単価で積算する場合でも、本件非公開情報の公開は義務である旨主張するが、県警察が採用する単価を公開する義務規定等は存在せず、これまで公表した事実はない。</li> <li>・県警察が発注する道路標示塗装業務は、道路標示塗装のみの工事であり、多岐多様な工事ではないため、県が発注する工事と異なり複雑な積算を要しない。そのため、本件非公開情報を公開すると、今後発注する道路標示塗装業務の委託工事における積算調書の単価が推認され、工事設計額及び入札執行予定額の算出が容易となり、応札業者における入札金額の均一化及び業者間における価額調整、入札規制、談合等を生じさせることにより、公正であるべき一般競争入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当する。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成 26 年 10 月 15 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部長は、本件行政文書における本件非公開情報を公開すると、今後発注する工事の積算調書の単価が推認され、公正であるべき一般競争入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、県における土木工事は、県土整備局が監修する「土木工事標準積算基準書」等によって積算することを要し、直接工事費を構成する資材単価等及び積算方法はこれに規定されていることから、公開することを前提とした、あるいは公開された情報であり、県土整備局道路部においては、資材単価を公開していることから、警察本部長が本件非公開情報を公開しないことは許されない。</li> <li>・警察本部長は、県警察が採用している道路標示塗装業務の単価は、県が採用している単価とは別のものを使用しており、公表していないとしているが、県警察においても、道路標示及び区画線設置における資材単価は、県土整備局の土木工事資材単価表等を適用することはもとより、道路標示塗装業務の予算は県の支出であることから、県と異なる単価で積算する場合でも、本件非公開情報の公開は義務である。</li> <li>・土木工事における競争入札の制度は、発注者が積算した工事設計額を基に、これに対する最低必要額を設定し、その範囲内で最低落札価格を選定することから、積算の公正を証するため、最低必要額及び最低制限価格率を公表するものであり、本件非公開情報が、適法に積算されている単価であれば、公開することによって、次年度以降の競争入札事務の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 11 月 5 日		
審査会の結論	特定の道路標示塗装業務における工事請負契約にかかる積算単価表等を一部非公開としたことは、妥当である。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件非公開情報は、県警察が特定の道路標示塗装業務を委託契約するための入札公告に当たり、当該業務の入札執行に係る予定額を積算するために作成した積算単価表及び道路標示積算調書に記載された単価及び金額である。これは、県土整備局作成の土木工事資材単価表等において公表されている単価とは異なる県警察が独自に採用している単価であり、公表を義務付けられているとは認められず、これまで公開した事実もないものと認められる。</li> <li>・県が発注する工事は、その内容が多岐多様にわたるため、一定の単価基準を示しても問題が生じないものと認められる一方、県警察が発注する道路標示塗装業務は、複雑な積算を要しないため、本件非公開情報を公開すると、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予定額の正確な積算が可能となることにより、業者間での価額調整、入札規制、談合等を生じさせるおそれがあるものと認められる。</li> <li>・したがって、本件非公開情報は、公開することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。</li> </ul>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年9月28日（答申第608号）</p>



情報公開審査会答申第 609 号の概要

件名	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件（諮問第 682 号）		
請求文書の概要	①監察医務における、中毒死者・自殺者の血中の薬物を検出したデータ、薬物血中濃度、血液検査のデータ、②監察医務における、心臓疾患や肺炎といった身体疾患による死亡者のうち薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、③その他、薬物で死亡した者の監察医務結果全て（以下「本件対象文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 26 年 10 月 5 日	諾否決定年月日	平成 26 年 10 月 16 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	県警本部（捜査第一課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 26 年 10 月 21 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件対象文書は、取得又は作成しているはずであり、作成も取得もしていないため存在しないとして行った公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を取り消して、本件対象文書に対して行った行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）の情報を全部公開すべきである。</li> <li>監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都と兵庫県は監察医務記録を予め公開しており、大阪府も情報公開請求によらず問い合わせれば監察医務記録を情報提供している。本件対象文書は、遺体の氏名等を除き全部公開すべきであり、本件請求の対象情報は、情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号から第 7 号のいずれにも該当せず、法律や慣例として公になっているとも言える。</li> <li>犯罪死体及び変死体の司法解剖の結果を記載した鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当しない。鑑定書の作成取得に至る経緯やその記載内容や文書の性質からして公文書に該当する。本件請求は、個別の事件について鑑定書等自体を開示請求したわけではなく、鑑定書等に記載された薬物関係のデータの部分を一切公開請求したのであり、個人を識別できる情報を除いて、性別や年齢を含めて全てを公開すべきである。 また、鑑定書等が存在すること自体は公になっているのであるから、解剖者の氏名や住所といった個人情報欄だけに非公開情報を限定するならともかく、本件処分のように適用除外と判断することは条例の趣旨に反し不適切で違法である。</li> <li>本件請求は、審査請求人が知事宛に請求した上で、知事が警察本部長に事案を移送した経緯があるにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は神奈川県保健福祉局保健医療部医療課（以下「医療課」という。）が所掌していると説明していることは大変不合理である。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 11 月 5 日		
審査会の結論	実施機関が、本件対象文書の公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（司法解剖と監察医による解剖について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師による司法解剖 神奈川県警察は、死亡が犯罪によることが明らかである犯罪死体を取り扱う場合、又は検視等の結果、犯罪死体及び犯罪の疑いがある変死体であることが判明した場合については、刑事訴訟法の規定により、裁判官の鑑定処分許可状に基づき、医師による司法解剖を行っている。</li> <li>2 監察医による解剖 本県における監察医は、死体解剖保存法第 8 条に基づき、死亡が犯罪によるものでないことが明らかな非犯罪死体のうち横浜市内で発見されたものについて、公衆衛生の向上等に資することを目的として、検案・解剖を行っている。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>3 監察医による解剖から医師による司法解剖への移行      監察医による解剖を行った死体について、監察医が犯罪と関係のある異状があると認められた場合は、死体解剖保存法第 11 条の規定に基づき、解剖をした地の警察署長に届出がなされ、監察医が行った解剖を含め前記 1 と同様に刑事訴訟法の規定に基づき、医師による司法解剖として取り扱われる。      (本件処分の妥当性について)</p> <p>1 条例第 32 条該当性について      審査請求人は、鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当せず、個人を識別できる情報を除き全部公開すべき旨を主張している。しかし、鑑定書等は、前記(司法解剖と監察医による解剖について) 1 及び 3 による死体の取扱いにおいて、刑事訴訟法第 168 条第 1 項の規定に基づき裁判所の許可を受けて司法解剖を行った場合にその結果を記載した文書であり、実施機関が刑事訴訟法の手続きに則って取得する刑事訴訟に関する書類に該当するものと認められる。      したがって、鑑定書等は、条例第 32 条の規定により、条例の規定の適用を受けない文書であると認められる。</p> <p>2 監察医制度に係る記録の不存在      審査請求人は、実施機関が本件対象文書を取得又は作成しているはずであり、監察医制度がある他の自治体では公開及び公表している旨主張している。監察医制度は、前記(司法解剖と監察医による解剖について) 2 の死体解剖保存法第 8 条に基づき死体を取り扱う場合であるものと認められ、これは犯罪捜査を目的とした制度ではなく、医療課が所掌していると認められる。その運用は、平成 13 年 4 月 1 日から、「神奈川県監察医に関する要綱」(以下「要綱」という。)及び「神奈川県監察医が提出する報告書及び記録に関する基準」(以下「基準」という。)により行われており、要綱第 6(5)においては、監察医の遵守する事項として、基準に定められた業務実施に関する記録を作成保管し、知事が必要と認めたときは、その提出に応じることとされており、その提出先は、監察医制度を所掌する医療課である。      したがって、監察医制度に係る記録は、実施機関が取得及び作成していない文書であると認められる。</p> <p>3 以上のことから、当審査会としては、実施機関が、本件対象文書の公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。      (事案の移送について)      審査請求人は、知事宛にした本件請求が、警察本部長に移送されたにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は医療課が所管していると説明していることは大変不合理であると主張している。      しかし、知事は、審査請求人により提出された本件請求に係る行政文書公開請求書に「神奈川県の実施機関に事案の移送を願いたい」旨の記載があったことから、文書の探索範囲を広げる趣旨で、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、警察本部長に本件請求を移送したものであり、移送を受けた警察本部長は同条第 2 項の規定に基づき、本件処分を行ったものであって、この経緯に不合理な点は認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 28 年 1 月 22 日 (答申第 609 号)</p>

情報公開審査会答申第 610 号の概要

件名	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件（その 2）（諮問第 684 号）		
請求文書の概要	①監察医務における、中毒死者・自殺者の血中の薬物を検出したデータ、薬物血中濃度、血液検査のデータ、②監察医務における、心臓疾患や肺炎といった身体疾患による死亡者のうち薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、③その他、薬物で死亡した者の監察医務結果全て（以下「本件対象文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 26 年 10 月 5 日	諾否決定年月日	平成 26 年 10 月 8 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	知事（医療課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 26 年 12 月 8 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監察医は、神奈川県知事（以下「知事」という。）又は神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の一機関として実施機関に含まれる。神奈川県保健福祉局保健医療部医療課（以下「医療課」という。）の職員が知事部局に含まれることと同様である。</li> <li>・ 神奈川県監察医委員会が知事部局に置かれていること、また、神奈川県議会議員の発言等から、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していると当然に考えられる。</li> <li>・ 本件対象文書に関する情報の検索が不十分であるか、または、当該情報を情報公開の適用外であると判断することが不当である。また、解釈上の不存在であると判断することは不当・違法である。</li> <li>・ 監察医が保管する文書についても、行政文書として情報公開請求の対象とするべきである。</li> <li>・ 監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都と兵庫県は監察医務記録を予め公開しており、大阪府も情報公開請求によらず問い合わせれば情報提供をしていることから、神奈川県にも本件対象文書が存在すると当然に考えられる。</li> <li>・ 本件対象文書に対して行った行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）に関しては、知事が警察本部長に事案を移送した。移送した事案について警察本部長が行った行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求にかかる非公開等理由説明書で、本県の監察医制度は医療課で所管していると主張している。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 12 月 15 日		
審査会の結論	実施機関が、本件対象文書を存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件対象文書について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事は、「神奈川県監察医が提出する報告書及び記録に関する基準」において、監察医に対して毎年度の四半期ごとの業務の実施状況について、その四半期が終了した翌月の 10 日までに、検案及び解剖の件数や費用負担区分ごとの内訳件数についての報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めており、報告書については実施機関において取得していると認められる。</li> <li>2 一方、「神奈川県監察医に関する要綱」（以下「要綱」という。）第 6（5）においては、監察医の遵守する事項として、記録を作成保管し、知事が必要と認めるときは、その提出に応じることとしている。この記録の一部が、本件対象文書に相当すると考えられる。</li> <li>3 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項本文は、行政文書とは、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。）がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」と規定している。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>4 監察医が記録を作成保管する状況においては、当該記録は、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれているとはいえ、「実施機関において管理しているもの」には当たらない。したがって、監察医が作成保管している記録については、行政文書とは認められない。</p> <p>5 実施機関が、要綱を定めた平成13年4月1日から現在に至るまで、知事が監察医に対し記録の提出を求めた事実はなく、取得した記録は存在しないと説明していることに不自然な点は見当たらない。</p> <p>6 また、平成13年4月1日以前の記録について、実施機関は、不存在であり、作成又は取得したかについて確認することはできなかったとしている。 仮に作成又は取得されていた場合に、当該記録が保存されるべき文書ファイルの保存期間について確認したところ、神奈川県行政文書管理規程に基づき、3年と定めていることが認められるため、既に保存期間を満了しており、実施機関が当該記録についても不存在であると説明していることに不自然な点は見当たらない。</p> <p>7 したがって、実施機関の本件対象文書は不存在であるとの説明に、不合理な点は認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年1月22日(答申第610号)</p>

情報公開審査会答申第 611 号の概要

件名	特定の県立高等学校における生徒の健康調査票等一部非公開の件（諮問第 678 号）		
請求文書の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定日に実施された医師による検診（以下「本件健康診断」という。）に際して行われた在校生の健康調査の調査票（以下「本件在校生調査票」という。）及び専門医による診断基準（以下「本件診断基準」という。）。</li> <li>・ 特定時期に卒業した卒業生への健康調査の回答調査票（以下「本件卒業生調査票」という。）及びその後の具体的な診察の対処資料の全て（以下「本件卒業生対処資料」という。）。</li> <li>・ 特定期間において、特定場所で行われた特定検査（以下「本件特定検査」という。）の記録及びその場所の使用の有無について、不使用の時はその期間が記載された文書（以下「本件教室使用文書」という。）。</li> </ul>		
請求年月日	平成 26 年 5 月 16 日	諾否決定年月日	平成 26 年 6 月 27 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（神奈川県立高等学校）
非公開根拠項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票について</p> <p>(1) 決定時の判断について</p> <p>ア 生徒の氏名及び番号については、その調査票を書いた生徒を個別に特定し又は特定しうる情報として非公開とした。</p> <p>イ 学年及び組の情報は、直接個人を特定する情報でないが、情報の絞込みが可能となり、その他の情報と照らして個人の特定につながるおそれがあるものと考え非公開とした。</p> <p>ウ 症状等について具体的に記述する欄及び医師の所見を記述する欄については、生徒自身の心身の状況等について記している箇所が多々あることなどから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報と考え非公開とした。</p> <p>(2) 前回の答申（平成 26 年 9 月 24 日答申第 591 号、以下「前回答申」という。）を受けてからの本件処分について</p> <p>学年、組の公開はやむを得ないが、調査票の表の欄内に記述された情報について、前回の請求対象の調査票と異なり、今回の請求対象の調査票の表の欄内には心身の状況に関する記述が多く、公開すると当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると考え、この時点では変更決定を行わなかった。</p> <p>2 本件診断基準について</p> <p>臨時健康診断マニュアル中に専門医を受診するという一般的な記載はあったが、症状ごとの対処方法のような具体的な記載はなかった。本件健康診断は、医師会から派遣された医師が行っており、当該医師に聞けば診断基準について分かるかもしれないが、本校として診断基準を取得していたかは分からない。</p> <p>なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は 5 年であり、保存期間を満了している。</p> <p>3 本件卒業生対処資料について</p> <p>本件卒業生調査票に症状の記述を行った者について継続して調査した調査票等の文書や専門医の受診を案内した文書は見当たらなかった。</p> <p>なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は 5 年であり、保存期間を満了している。</p> <p>4 本件特定検査の記録について</p> <p>本件特定検査の対象とされた期間において、本件特定検査の対象とされた場所では特定 1 年度に 3 回実施しており、本件特定検査の記録は既に公開した 3 回分のみである。</p> <p>5 本件教室使用文書について</p> <p>請求対象の期間より前に、使用を再開する旨を記載した文書が存在し、その後は、教室は使用されていたため、使用の有無に係る文書は存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 26 年 8 月 27 日		

<p>不服申立ての趣旨</p>	<p>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票については、異議申立て後に前回答申が出されたため、この内容に沿って公開を求めるつもりでいた。しかし、平成27年4月、教育委員会が裁判所に証拠書類として提出した特定病院の医師の所見では、症状の情報が公開されている。教育委員会が方針を変えたので、調査票の表の欄内だけでなく、欄外に記載された情報についても、ひとくくりでなく個別に非公開が妥当か否か審査会で判断していただきたい。</p> <p>2 本件診断基準については、専門医でない医師が診察するのに必要である。教育委員会で作成したマニュアルには記載がなく、特定団体の発行する雑誌に掲載された他の自治体に関する記事で、旧厚生省による診断基準の存在を知った。他の自治体が知っているのに、教育委員会が知らないというのはおかしい。</p> <p>3 本件卒業生対処資料に関して、在校生やその保護者の中に、専門医の受診を希望するものが多く、高校に講演に来てくれた世界的に診療実績のある医師への受診を勧めたので、卒業生へも受診を促すはずであり、不存在というは無責任である。</p> <p>4 本件特定検査の記録に関して、数回開催された保護者説明会のうちいずれかで、改修工事後も定期的に検査を実施すると説明があったはずだが、特定1年度のみ3回実施し、他年度に実施していないのはおかしい。</p> <p>5 本件教室使用文書に関して、本件特定検査を実施しているにも関わらず、資料が存在しないことに疑問を感ずる。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成26年9月2日（受理）</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>1 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた在校生に係る健康調査の調査票のうち、生徒の学年、組及び表の欄内に記述された情報（個人の心身の状況の情報を除く。）を、公開すべきである。</p> <p>2 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた特定時期に卒業した卒業生への健康調査の調査票のうち、在籍時の組を、公開すべきである。</p> <p>3 実施機関は、特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用の有無について示した文書について、当該教室の使用を再開した旨を記載した文書を請求対象文書として特定すべきである。</p> <p>4 実施機関が、公開又は一部公開したもの以外の行政文書（上記3を除く。）を不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票のうち症状の記述があるものについて</p> <p>(1) 本件在校生調査票は、本件健康診断時に本件学校に在籍する生徒を対象に、本件卒業生調査票は、卒業生を対象に、それぞれ実施されたアンケート方式の健康についての調査票であり、これには学年、組、番号、氏名を記入する欄（以下「氏名等記入欄」という。）、表形式で身体の症状を感じた場所、時期、その強さ等を調査時点と過去の特定時点について記述する欄（以下「調査票本文」という。なお、過去の特定時点についての記述は、本件在校生調査票のみに存在する。）、その他の症状等について具体的に記述する欄（以下「自由記述欄」という。）及び医師の所見を記述する欄（以下「医師所見欄」という。なお、これは本件在校生調査票のみに存在する。）とで構成されている。</p> <p>(2) 氏名等記入欄のうち、生徒の氏名及び番号は特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。学年、組については、その情報のみをもって個人が識別され得るとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(3) 調査票本文は、身体の症状があらかじめ類型として11項目挙げられており、それぞれの類型の症状の有無や時期、強さ、症状を感じた場所について○印を入れたり、記述したりする表形式のアンケートとなっている。調査票本文中非公開とされている箇所は、生徒の心身の状況や、それ以外の情報が記述されており、同号本文の該当性が問題となる。</p> <p>生徒の心身の状況以外の情報について、審査会が確認したところ、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえず、また、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとまではいえないことから、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(4) 調査票本文中生徒が自筆で具体の心身の状況を記述した部分、自由記述欄に生徒又は医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分及び医師所見欄に医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分は、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>(5) 前記(2)及び(4)で条例第5条第1号本文に該当すると判断した個人情報、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>2 本件診断基準について 本件診断基準は、医師が用いるものであるため、学校として保有していなくても不自然とはいえない。仮に本件健康診断が行われた当時学校が保有していたとしても、5年の保存期間が満了している請求時点において、本件診断基準は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>3 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものについて 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは、卒業生を対象としたものであり、問題がないため、5年の保存期間が満了し廃棄したとしても不自然とはいえないことから、本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>4 本件卒業生対処資料について 実施機関が、既に進学や就職をして本件学校とは別の組織に所属している卒業生に対して、在校生と同様に、専門医を受診させる等の対処措置を行うことの必然性は乏しいことに鑑みれば、本件卒業生対処資料は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>5 本件特定検査の記録について 本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室について、検査を実施した上で安全を確認し、使用を再開しているという経緯からすると、本件特定検査の対象の期間中に改めて検査を実施する必要性は低いと認められる。そのため、本件特定検査の記録は公開された文書以外には存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>6 本件教室使用文書について 前記5のとおり、本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用を再開する旨を記載した文書が出され、その後は、継続して使用されていると認められることから、教室の使用を再開する旨を記載した文書を本件教室使用文書として特定すべきである。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年1月22日(答申第611号)</p>

情報公開審査会答申第 612 号の概要

件名	県税の滞納整理事務に関するマニュアル非公開の件（諮問第 676 号）		
請求文書の概要	県税の滞納整理事務に関する 4 種類のマニュアル		
請求年月日	平成 26 年 4 月 24 日	諾否決定年月日	平成 26 年 5 月 1 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	知事（徴収対策課）
非公開根拠項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>条例第 5 条第 4 号アは、県の機関が行う監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものについて非公開情報とする旨を定めており、本県が公表している「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」において、その具体例の一つとして「県税の徴税方法に関する資料」を挙げている。</p> <p>本件行政文書は、滞納整理の進め方などについて記載している「県税の徴税方法に関する資料」であり、その内容を公開することにより滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがある。</p> <p>よって、平成 26 年 4 月 24 日付けで行われた本件行政文書に係る本件請求について、条例第 5 条第 4 号アの規定に該当する行政文書として、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 1 日付けで本件処分を行ったものである。</p>		
不服申立年月日	平成 26 年 6 月 30 日		
不服申立ての趣旨	<p>○ 条例第 5 条第 4 号該当の点について</p> <p>原処分は、公開を拒む理由として条例第 5 条第 4 号に該当するとし、その理由として「県税の滞納整理事務に関するマニュアルは、滞納整理の進め方などを記載しているものであり、その内容を公開することにより、滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるため」とするが、次に述べるように、原処分庁の判断には同条の解釈に誤りがあり、したがって、公開拒否決定とする合理的な理由が存しない。</p> <p>原処分は、同条例第 5 条第 4 号中のアを根拠にしているものと考えられるが、アの「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」の解釈からして、県税滞納整理事務マニュアルが、これに該当するとされる合理的な理由が見当たらない。</p> <p>すなわち、条例第 5 条第 1 号及び第 2 号におかれている公益上の義務的開示の規定が条例第 4 号に置かれていないのは、事務の「適正な」遂行と明示していることから、適正の要件の判断に際して、公益上の開示の必要性も考慮しなければならないからである。したがって、一般的に本号は、行政機関に広範な裁量を与えたものではないと解されている。</p> <p>原処分庁の決定には、本件行政文書を情報公開義務の例外として認めるための、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないという法的要請に適った合理的判断がなされたものとはいえない。</p> <p>○ 適正な納税のための予見可能性について</p> <p>わが国の納税は原則として、自主申告納税方式を採用しているが、住民税や県税等においては賦課課税方式が採られている。賦課課税方式は、国税等において納税者自らが申告した税額にもとづいて課税・納税するものとされているが、納税者が納税を怠った場合又は滞納者となった場合、どのような手続で不利益な処分（滞納整理手続）が課されるかについては、必ずしも納税者等において理解されていないのが現状である。</p> <p>住民税等の地方税の滞納整理手続には、地方税法で国税徴収法が準用されており、法律に基づく行政がなされなければならないと、また、県税の滞納整理事務においても法律に基づく適正手続が求められている。</p> <p>本件請求が拒否された本件行政文書は、法律に基づく手続マニュアルであって、これを納税者が知ることにより、徴収手続に支障を及ぼすものとは到底考えられない。むしろ、滞納整理事務マニュアルを公開することは、滞納者に滞納整理事務手続が理解され、かえって滞納者にとって納税の促進に役立つ側面も大きいと考えられる。</p>		



<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>法的安定性や法的予測可能性は、憲法の租税法律主義の要請であるが、これは、公益上の義務的開示という比較衡量の面でも重要視されなければならない。また、仮に本件行政文書の中に滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるものが存するとしても、それが本件行政文書の公開を拒否する合理的な理由にはならない。</p> <p>実施機関の判断は、法的解釈を誤っており、よって本件処分は違法・不当なものとして取消されなければならない。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 26 年 7 月 1 日</p>
<p>審査会の論結</p>	<p>地方税法や国税徴収法など滞納整理事務の根拠となる法令及び公開されている関係通達の内容並びに一般的に常識であると認められる情報（以下「一般情報」という。）が記載されている箇所は公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>本件行政文書には、①滞納整理を実施する際の詳細な折衝や対応の方法、②具体的かつ詳細に示されている滞納整理事務の対象となる財産、調査事項、探索先及び準備行為、③一般には知られていない神奈川県独自に蓄積された滞納整理事務に関する効果的な調査手法（以下「特殊情報」と総称する。）の記載が認められる箇所がある。</p> <p>このような特殊情報を公開した場合、神奈川県滞納整理事務に関する具体的な手順や調査技法等が知られ又は容易に推測されることで、滞納者やその関係者が、滞納整理に先んじて財産の隠蔽を図るなど、滞納処分を不当に免れるための妨害手段を講ずることが可能になり、県税の滞納整理に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件行政文書のうち公開することによる利益を考慮してもなお、特殊情報を公開することは、事務の適正な遂行に及ぼす支障が大きいため、特殊情報は条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</p> <p>実施機関は、滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるとして、本件行政文書全てを非公開としているが、本件行政文書のうち、特殊情報以外の部分については、地方税法や国税徴収法など滞納整理事務の根拠となる法令及び公開されている関係通達の内容並びに一般的に常識であると認められる情報（以下「一般情報」という。）が記載されていると認められる。こうした情報が公開されたとしても、県税の徴収に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえず、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとまではいえない。</p> <p>したがって、一般情報は、条例第 5 条第 4 号に該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 28 年 3 月 23 日（答申第 612 号）</p>

## 資料2 個人情報保護審査会答申の概要

### 個人情報保護審査会答申第171号の概要

件名	意見陳述の音声記録不開示の件（諮問第183号）		
請求情報概要	特定日に異議申立人が行った意見陳述の音声記録（以下「本件情報」という。）		
請求年月日	平成26年11月5日	決定年月日	平成26年11月19日
決定内容	不開示	実施機関	神奈川県代表監査委員
不開示部分	本件情報すべて		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第5号ただし書ウ		
不開示理由	条例第2条第5号ただし書ウに定める文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録に該当するため、行政文書に該当しない。		
異議申立年月日	平成26年11月28日	異議申立ての趣旨	特定日に不服申立人が行った意見陳述記録の音声記録の開示を求める。
異議申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件開示請求当時、本件情報に係る翻訳は行われておらず、本件情報は唯一の行政情報である。</li> <li>2 条例第2条第5号ただし書ウを根拠としているが、同規定に規定する「実施機関の定めるもの」を特定していないのであるから、理由不備である。</li> </ol>		
諮問年月日	平成26年12月5日		
審査会の結論	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（本件情報の「行政文書」該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第2条第5号本文は、行政文書について、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」との旨を規定した上で、同号ただし書では、アからウまでに掲げるものは除くとしている。</li> <li>2 神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程（以下「施行規程」という。）第2条本文は、「条例第2条第5号ウに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。」として、同条第1号において、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」と規定している。</li> <li>3 監査事務局における監査請求事案に関する一般的な方法では、音声記録は、陳述記録作成の補助として用いることとなっている。</li> <li>4 当審査会において確認したところ、本件情報から本件陳述の記録が文書として作成されていることが認められた。 よって、本件情報は、施行規程第2条第1号に規定する会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録に該当し、条例第2条第5号ただし書ウに該当するため、行政文書に該当しないと判断する。</li> <li>5 したがって、本件情報は条例第2条第6号に該当せず、保有個人情報に該当しないと判断する。</li> </ol>		
答申年月日	平成27年7月15日（答申第171号）		

個人情報保護審査会答申第172号の概要

件名	県立学校への転任に係る選考結果等一部不開示の件（諮問第184号）		
請求情報概要	特定日に行われた特定年度の県立学校への転任に係る選考における、異議申立人に関する個人面接評定票（以下「別表1」という。）及び転任受験者の判定結果（以下「別表2」という。）		
請求年月日	平成27年2月6日	決定年月日	平成27年3月11日 平成27年5月14日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教職員人事課）
不開示部分	別表1の面接員氏名（以下「A」という。）、評定（以下「B」という。）、総合評定（以下「C」という。）、評定項目（様式を含む）（以下「DからJまで」という。）、個人評定（以下「K」という。）、根拠となる理由（以下「L」という。）及び総合評定の根拠となる理由（以下「M」という。）。 別表2の評価A（以下「N」という。）、評価B（以下「O」という。）、評価総合（以下「P」という。）、タイトル行の5つの項目（以下「Q」という。）、それらの項目についての請求者の情報（以下「R」という。）及び面接コメント（以下「S」という。）。		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
不開示理由	<p>○ B、C、K及びNからPまでについて B、C及びKは、転任を成立させるかどうかの評価と人事管理に関するものである。開示することにより、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、正当に評価をすることができなくなるおそれがある。 転任希望者には、人事異動内示前に転任の成立可否の結果を伝えているが、B、C及びKを伝えた場合、仮にその評定が低ければ、当該職員の士気の低下を招く危険性があり、任命権者である県教育委員会として望ましくない。逆に、面接員が職員の士気低下をおそれて低い評価をためらうと、当該職員が自身への真の評価を知ることができず、かえってその後の人事管理に支障を生じる可能性がある。 なお、N及びOは別表1のBを、またPは同Cを転記したものである。</p> <p>○ DからJまでについて これらの情報は、転任を成立させるかどうかの評価に係るものであるとともに、面接の詳細な評価基準等であり、開示することにより、評価の方法等の一部を転任希望者が知り得てしまう。これを知り得た転任希望者が、面接の受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った対策を講じてしまうと、限られた時間の中で、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなり、選考における面接本来の目的が失われる可能性もある。さらに、転任については、転任成立枠の多寡など、人事異動特有の事情に左右される面もあるにもかかわらず、面接の各項目を偏重しているかのような誤解を招く危険性もある。</p> <p>○ L、M及びSについて これらの情報は、転任を成立させるかどうかの評価と人事管理に関するものである。上記（1）の理由に加えて、面接員は、面接後の短時間で記載をしなければならないので、開示が前提となると、記載にも時間がかかり、面接運営にも支障をきたすおそれがある。 なお、Sは、別表1のMからの抜粋である。</p> <p>○ Q及びRについて これらの情報は、転任を成立させるかどうかの判断に際しての参考情報と人事管理に関するものである。 部分的に選考基準を伝えると、上記（2）でも述べたとおり、転任については、転任成立枠の多寡など、人事異動特有の事情に左右される面もあるにもかかわらず、選考内容に誤解を招く危険性がある。</p> <p>○ その他 異議申立人の論理からすると、「公正な人事」を行うために、異動前と同一校種で、所属校が変わる「異動」についても、その異動の理由について情報を開示すべきものとなる。 人事異動が様々な要素を勘案して行っていること及び人事異動の件数が膨大な数にのぼることに鑑み、このような主張は現実的なものではなく、転任をはじめ、様々な人事異動について、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p>		

異議申立 年 月 日	平成27年 3 月26日	異議申立て の 趣 旨	BからSの不開示処分の取消しを求める。
異議申立て の 理 由	情報を開示することによって人事管理に著しい支障が出るとまでは考えられない。また、「公正な人事」を行うためには、情報を開示したほうが望ましいと考える。		
諮 問 年 月 日	平成27年 4 月 7 日（収受）		
審 査 会 の 論 結 論	別表1のD、E及びHを開示すべきである。		
審 査 会 の 論 判 断 理 由	<p>1 条例第20条第2項第3号該当性について</p> <p>(1) B、C、K及びNからPまでは、転任を成立させるかどうかの評価に関する情報であり、開示することにより、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>(2) L、M及びSは、転任を成立させるかどうかの評価に関する情報であり、面接員は、面接後の短時間で記載をしなければならないので、開示が前提となると、記載にも時間がかかり、面接運営にも支障をきたすおそれがあるなど、開示することにより、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>(3) DからJまでについて</p> <p>ア D、E及びHについて、実施機関は、開示することにより、これを知り得た転任希望者が、面接の受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った対策を講じてしまうと、限られた時間の中で、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなり、選考における面接本来の目的が失われる可能性もあり、また、転任について面接の各項目を偏重しているかのような誤解をまねくおそれがある、と説明する。</p> <p>しかし、当審査会が個人面接評定票を確認したところ、D、E及びHは一般的な採用等の面接における評価の視点として想定されるものであり、また、通常、転任について面接のみで決定されるとは考えられないと思料されることから、開示しても、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第3号に該当しないと判断する。</p> <p>イ F及びIは、開示することにより、これを知り得た転任希望者が、面接の受験技術に基づいた対策を講じてしまうと、限られた時間の中で、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなり、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>ウ G及びJは、開示することにより、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>(4) Q及びRは、開示することにより、転任については、転任成立枠の多寡など、人事異動特有の事情に左右される面もあるにもかかわらず、選考内容に誤解を招く危険性があると認められることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第20条第2項第5号該当性について</p> <p>(1) B、C、F、G及びIからSまでは、前記1(1)、(2)、(3)イ、同ウ及び(4)で述べたとおり、条例第20条第2項第3号に該当するので、同条第5号の該当性について判断す</p>		

	<p>るまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>(2) D、E及びHは、一般的な採用等の面接における評価の視点として想定されるものであり、また、通常、転任について面接のみで決定されるとは考えられないと思料されることから、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。</p>
答 申 年 月 日	平成27年11月12日（答申第172号）

個人情報保護審査会答申第173号の概要

件名	特定行政機関の職員とのトラブルに係る通報記録一部不開示の件（諮問第185号）		
請求情報概要	警察本部長は、本件請求に対して、特定の警察署が作成した110番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）を請求に該当する保有個人情報が記載された文書として特定した。		
請求年月日	平成27年3月26日	決定年月日	平成27年4月1日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（通信指令課）
不開示部分	1 警部補以下の警察官の氏名及び印影 2 通報場所、通報者及び通報内容 3 関係者の生年月日及び年齢		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号・第5号		
不開示理由	1 審査請求人以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある。 2 事件等の発生を速やかに認知し、処理するという110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがある。		
審査請求年月日	平成26年4月21日	審査請求の趣旨	一部不開示とした決定のうち、通報内容（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした決定の取消しを求める。
審査請求の理由	1 本件決定通知書の中で、請求者以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められると書かれているが、本通報は、行政に係る公務上の公人が行ったことであり、私人の通報ではないので開示すべきである。 通報内容が第三者に明らかになったとしても、通報は公然性を有した事実であり、通報は必要に迫られたものであるから、その通報内容を第三者が知ることになった場合も、通報者に新たな心理的な負担を生じることはない。 2 本件決定通知書の中で110番通報を受理する事務の適正な遂行に支障を及ぼすと書いてあるが、本件事案については、通報者は私人ではなく、公人であり、公人が公務上において執行した行為は、それが正当・不当を問わず、市民の知る権利の対象となるべきものであり、その当事者である私は、そのときの公人の公務上の行為全般について、全てを知る権利を有する。したがって、開示をすることによって支障を及ぼすおそれなど考えられない。		
諮問年月日	平成27年5月13日		
審査会の結論	実施機関が、審査請求人に係る110番事案措置票を一部不開示とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <p>1 110番事案措置票の通報内容は、通報者等の氏名、住所等と合わせて開示される場合のほか、通報内容に、通報事案に係る通報者等と当事者との関係等が記載され、通報者等の特定に結びつく情報が記載されている場合には、その通報内容が第三者に開示されると当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある情報であるものと認められる。 したがって、110番事案措置票の通報内容が、条例第20条第2項第1号に該当するか判断するためには、記載された情報の内容や通報に係る事案の性質によって、個別の判断が必要とされる。</p> <p>2 当審査会において、本件不開示情報の内容を確認したところ、受理者が通報者等から聴取した本件事案の概要等が簡易に記載されているのみであり、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるとは認められないため、条例第20条第2項第1号に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第20条第2項第5号該当性について）</p> <p>1 実施機関は、本件不開示情報は、これを開示すると、110番通報を受理する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当すると説明している。</p>		

	<p>2 本号は、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報を定めたものであり、請求者に開示することにより当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは開示しないことができる旨を定めている。</p> <p>3 通報者等は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、自らがどのような立場であるかに関わらず、またそれが断片的・不確定な情報である場合であっても、誰もがためらうことなく110番通報を行うことができ、これを受理した警察が、通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があると認められる。</p> <p>本件不開示情報が通報者等以外の第三者に明らかになるとすると、信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障をきたすおそれがあると認められる。</p> <p>4 審査請求人は、公人が公務上において執行した行為については、市民の知る権利の対象となるべきと主張しているが、通報をためらうようになるおそれがあるという点において、通報者等の身分によって違いがあるとは認められないことから、開示することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。</p> <p>したがって、本件不開示情報は、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成28年2月10日（答申第173号）</p>

### 資料 3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第 54 条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問

情 公 第 1 号

平成 27 年 5 月 27 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について（諮問）

平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査法が、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、制定以来 50 年ぶりに抜本的に改正・公布され、平成 28 年に施行される見込みとなっております。これに伴い、神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の規定について必要な改正を行うことはもとより、不服申立制度における対応が必要となってまいります。

そこで、行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における本県の対応について、貴審議会の御意見を賜りたく、神奈川県情報公開条例第 30 条第 2 項及び神奈川県個人情報保護条例第 54 条の規定に基づき、諮問いたします。



答 申 第 32 号

平成 27 年 7 月 22 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について（答申）

神奈川県情報公開条例第 30 条第 2 項及び神奈川県個人情報保護条例第 54 条の規定に基づき、平成 27 年 5 月 27 日付けで諮問のありました標記の件について、別添のとおり当審議会の意見を答申します。

## 1 行政不服審査法における不服申立制度について

### (1) 主な改正点について

平成26年6月13日に行政不服審査法が、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、制定以来50年ぶりに抜本的に改正・公布され、平成28年に施行される予定である。

主な改正内容としては、公正性の向上に向けて、審理員による審理手続の導入及び第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続の導入が、また、使いやすさの向上に向けて、異議申立て手続を廃止し、原則として審査請求に一元化することによる手続保障水準の向上、主観的審査請求期間の60日から3か月への延長、標準的な審理期間の設定による審理の迅速化などがあげられる。

### (2) 改正法における審理員による審理手続について

改正後の行政不服審査法（以下「改正法」という。）においては、審理員が審査請求の審理を行った上で、審理員意見書を添えて行政不服審査会等に諮問し、その答申を受けて審査庁が裁決を行うことになる。審理員は、審査庁の職員のうち、審査請求に係る処分に関与した者等改正法第9条第2項各号に掲げる者以外の者の中から指名される。この審理員制度を導入することで、改正法の目的である審理の公正性を高め、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保することにつながる。

また、裁決に当たっては、処分又は裁決の段階で他の第三者機関が関与している場合を除き、諮問しなければならないとされる行政不服審査会等において、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックすることで、裁決の客観性・公正性が確保されることになる。

しかし、例外なく審理員による審理手続を導入しなければならないわけではない。改正法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分について条例に「特別の定め」を置くことにより、審理員による審理手続の適用を除外することができることとしている。

条例に基づく処分に対する審査請求に関して、地方公共団体の審査会が当該処分についての諮問を受けて実質的な審理をしている場合、それらの手続により、すでに裁決の客観性・公正性が確保されており、審理員を指名してこれによる審理手続を行わせる必要はないと考えられるからである。

## 2 情報公開審査会及び個人情報保護審査会での審理について

本県での情報公開条例による公開請求又は個人情報保護条例による開示請求に係る諾否の決定について、実施機関に対して現行の行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は情報公開審査会又は個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の議を経て当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。審査会は情報公開又は個人情報保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する外部委員で構成され、インカメラ審理等による調査権限を行使して公正かつ客観的に公開の可否を判断するなど、すでに審査請求に係る実質的な審理を第三者機関により行うことが制度上確保されている。

以上のことから、審査会において、すでに審理の客観性及び公正性が担保され、なおかつ、実質的な審理を行っていると考えられる。

### 3 改正法の審理員による審理手続を適用除外とすることについて

上記2の本県における審査会での審理の状況を踏まえれば、1(2)に前述のとおり、審理員による審理手続の適用を除外する場合に該当すると認められ、改正法第9条第1項ただし書に基づき、改正法第9条第1項本文の適用を除外とする「特別の定め」を情報公開条例及び個人情報保護条例に設けることが妥当であると判断する。

(参考)

行政不服審査法(抄)〈平成26年改正後〉

#### 第2章 審査請求

##### 第1節 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者)のうちから第3節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- (1) 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
- (2) 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

#### 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 第13条第1項に規定する利害関係人

3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第1の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員(第2項各号(第1項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第1号を除く。))に掲げる者以外の者に限る。)に、前

項において読み替えて適用する第 31 条第 1 項の規定による審査請求人若しくは第 13 条第 4 項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第 34 条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第 35 条第 1 項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第 36 条の規定による第 28 条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(2) 条例第 54 条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問

情 公 第 6 号

平成 27 年 7 月 15 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

類型答申の見直しについて（諮問）

個人情報の本人収集等の原則に関し、神奈川県個人情報保護条例で定める適用除外規定に該当しないため貴審議会の意見を聴く必要がある個人情報の取扱いのうち、複数の室課所で共通に行われる個人情報の取扱いである場合には、実施機関ごとにその取扱いの共通事項を取りまとめた上で貴審議会へ諮問し、「類型」として答申をいただき、ひとつの適用除外事項として運用をしてきたところです。

このたび、平成26年11月26日付けの個人情報保護制度の見直しに係る貴審議会からの答申に基づき同条例を改正し、一部の類型答申について条文化等を行ったことを受け、各実施機関と類型答申の見直しについて調整をしてきたところ、この調整が整ったことから、他の実施機関に対する類型答申も含めてその見直しについて御審議いただきたく、同条例第54条の規定に基づき、諮問いたします。

答 申 第 33 号

平成 27 年 9 月 17 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

類型答申の見直しについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 54 条の規定に基づき、平成 27 年 7 月 15 日付け情公第 6 号をもって諮問のありました「類型答申の見直しについて」は、審議の結果、別添のとおり答申します。

個人情報の収集、利用・提供等に係る原則外の取扱いに関し、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）で定める適用除外規定に該当しないため当審議会の意見を聴く必要がある個人情報の取扱いのうち、複数の室課所で共通に行われる個人情報の取扱いである場合には、実施機関ごとにその取扱いの共通事項を取りまとめた上で当審議会へ諮問し、「類型」として答申し、ひとつの適用除外事項として運用がされてきた。

しかしながら、そうした類型答申の運用による取扱いについては、できる限り条例で規定する必要があることから、平成26年11月の個人情報保護制度の見直しに係る当審議会からの答申に基づき、今年3月に条例が一部改正され、類型答申の条文化等に関連する改正規定（条例第8条第4項、第9条第2項、第10条第2項）は、平成27年10月5日から施行することとされている。

個人情報の収集、利用・提供等に係る原則外の取扱いができることとしてきた次の類型答申については、今回の条例改正において条文化等されたので、今後は条例の規定に基づき収集、利用・提供等に係る原則外の取扱いの可否について判断することとなるため、廃止することとする。

#### <廃止する類型答申>

##### 1 個人情報の本人外収集に係る類型答申

番号	類 型
1 (ア)	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
2 (イ)	(団体等の指導等) 団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対する指導等を行うため、指導等に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
3 (ウ)	(補助金等の算定) 団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
4 (エ)	(附属機関等の委員の選任) 附属機関、懇話会等の委員を選任するため、当該附属機関、懇話会等の運営に必要な範囲内で、委員候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合
5 (オ)	(指導員等の委嘱) 指導員、普及員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を市町村その他の団体から収集する場合

6 (カ)	(助言者等の人選) 特定の事項について助言、指導、説明等を受けるため、助言者等の人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
7 (キ)	(相 談) 他の実施機関から各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して行われる調査のための情報提供依頼がされた際、提供する個人情報を特定するのに必要な範囲で依頼元実施機関から相談者以外の個人情報を収集する場合、又は各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して調査を行うため、他の実施機関若しくは関係者から相談者以外の個人情報を必要な範囲で収集する場合

\* 「7（キ）」は平成19年11月8日付け審議会答申により追加された部分のみ廃止する。

○ これらの類型答申のうち、一部について答申を受けている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
議会	1	/	/	/	/	2	3
公営企業管理者	1	2	/	/	/	/	3
人事委員会	1	/	/	/	/	2	3
監査委員	1	/	/	2	/	3	4

【知事部局】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
19.5.14	47	各室課所	広報県民課	県民を対象とする調査の実施に関する事務	県内市町村	調査対象者のうち、外国人登録者(調査対象者が外国人登録者のみの場合を除く)

2 保有個人情報の目的外利用・提供に係る類型答申

番号	類 型
1 (ア)	弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
2 (イ)	法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その



	他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
3 (ウ)	行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合 ただし、当該行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
4 (エ)	実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のために利用し、又は提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。
5 (オ)	講師、委員等の人選のため、当該実施機関が利用し、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得難い場合に限る。
6 (カ)	統計作成の資料として当該実施機関が利用し、又は当該実施機関以外の者に提供する場合 ただし、当該統計作成に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受ける者が速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。

○ これらの類型答申のうち、一部について答申を得ている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
監査委員	1	2	3	/	4	/

なお、上記類型答申のうち公安委員会については、該当する答申なし。

答申 年月日	番 号	類 型
18.1.12	※	<p>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視總監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合 ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。</p> <p>1 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。</p> <p>2 本類型は、法令の規定により個人情報の提供が制限されている場合を除くこと。</p> <p>3 本類型は、実施機関に個人情報を提供する権限を与える意味を有しないこと。</p> <p>4 本類型は、実施機関に個人情報を提供する義務を課する意味を有しないこと。</p> <p>5 本類型に該当して提供する個人情報は、必要最小限とすること。</p>

※【知事部局】については、番号30、【公営企業管理者】については、番号12、【教育委員会】については、番号8（注：県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報を除く。当該情報については、番号9を参照。）、【議会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、

内水面漁場管理委員会】については、番号8、【監査委員】については、番号6、【神奈川県立病院機構】については、番号15

【教育委員会】

答申 年月日	番号	類 型
18.3.17	9	<p>(県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報について)            犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視総監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合            ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本類型により提供する個人情報には、教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった個人情報の目的外提供に該当するものを含まないこと。</li> <li>2 前項の諮問に対する答申があった場合は、同項中「教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった」とあるのは、「平成18年7月25日付け個人情報審議第210号をもって答申した」と読み替えるものとする。</li> <li>3 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要であると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。</li> <li>4 本類型は、法令の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除くこと。</li> <li>5 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しないこと。</li> <li>6 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しないこと。</li> <li>7 本類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とすること。</li> </ol>

(注：県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報に限る。)

【警察本部長】

答申 年月日	番号	所管室課 所名	主管室 課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・ 提供先
18.1.12	8	交通捜査課 交通指導課 各警察署	同左	報償金贈与 事務	交通事故の負傷者、救護者、被疑者、被害者	人身交通事故の捜査や負傷者の救護のために収集した個人情報を、報償金贈与事務に目的外利用	実施機関 内部
	9	総務課、 各所属	総務課	取材対応 事務	被疑者、共犯者、被害者等取材対象者	警察業務全般を通じて収集した個人情報を、取材対応事務に目的外利用	実施機関 内部

	10	総務課、各所属	総務課	表彰・賞揚・処分対象事案活動事務	表彰・賞揚・処分対象事案の被疑者・被害者・共犯者、関係者等	被疑者、被害者等の個人情報、表彰・賞揚の事務に目的外利用	実施機関内部
--	----	---------	-----	------------------	-------------------------------	------------------------------	--------

### 3 オンライン結合による保有個人情報の提供に係る類型答申

番号	類 型
*ア	<p>インターネット等を活用して県民に対して行政情報の提供を行う場合 ただし、次の要件に該当する場合に限る。</p> <p>(1) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択できること。</p> <p>(2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。</p> <p>(3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。</p>

\*ア) 知事（7；10.3.18答申）、議会（7；21.5.25答申）、公営企業管理者（3；16.3.25答申）、教育委員会（5；10.3.18答申）、選挙管理委員会（3；14.7.18答申）、人事委員会（2；16.1.15答申）、警察本部長（1；18.1.12答申）、労働委員会（2；21.5.25答申）、海区漁業調整委員会（4；21.5.25答申）、内水面漁場管理委員会（3；21.5.25答申）、神奈川県立病院機構（1；16.12.28条例附則第10項及び21.12.28条例附則第6項）

番号	類 型
*ウ	<p>インターネット等に接続するという形態により、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合</p> <p>電子申請・届出システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 事務の目的が、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するものであること。</p> <p>(2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。</p>

\*ウ) 知事（10；17.3.23答申）、議会（2；同左）、公営企業管理者（5；同左）、教育委員会（8；同左）、選挙管理委員会（5；同左）、人事委員会（4；同左）、監査委員（2；同左）、労働委員会（1；同左）、

収用委員会（１；同左）、海区漁業調整委員会（２；同左）、内水面漁場管理委員会（１；同左）、神奈川県立病院機構（４；16.12.28条例附則第10項及び21.12.28条例附則第6項）

番号	類	型
*エ	インターネット等に接続するという形態により、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合 公共施設利用予約システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 事務の目的が、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人へ提供するものであること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。	

\*エ) 知事（11；17.3.23答申）、教育委員会（9；同左）、神奈川県立病院機構（5；16.12.28条例附則第10項及び21.12.28条例附則第6項）

【警察本部長】

答申 年月日	番 号	類	型
19.7.19	3	インターネットに接続するという特定の形態により、県警察の各所属において、公開捜査の対象とされている重要事件に係る捜査情報を県民等に提供するに際して、被疑者及び被害者等の個人情報を取り扱う場合 インターネットを活用したオンライン結合については、提供の相手先であるインターネット利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であることから、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 「県警察のホームページに警察情報を掲載する場合の個人情報保護のガイドライン」を遵守すること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続をとること。 (3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。	

(3) 事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正

情 公 第 9 号

平成 27 年 10 月 29 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 47 条の規定に基づき、別添のとおり当該指針を改正することについて貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」の一部改正について

1 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成 27 年 10 月 5 日に施行され、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、収集・利用・提供等の各場面において一般の個人情報よりも厳格な規制が及ぶこととなったこと、また、事業者における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが国により制定されたことから、特定個人情報について、本指針の対象から除外するものである。

2 改正内容

特定個人情報について、本指針の対象外とする。

3 施行期日

公告日

(改正後の全文)

## 事業者における個人情報の取扱いに関する指針

### 1 はじめに

(1) この指針は、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図るため、事業者が、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとなるように、神奈川県個人情報保護条例第47条の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で神奈川県が作成したものである。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、同法及び同法に基づき定められた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）が適用されることから、本指針の対象外とする。

また、この指針は、情報処理技術及び通信技術の進展、県民の個人情報保護意識の変化、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び法第8条に規定する指針（以下「各省庁ガイドライン」という。）の改正等に対応して、適宜必要な見直しを行うものである。

(2) この指針における「事業者」とは、法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者及び各省庁ガイドラインの対象となる事業者以外の事業者とする。

(3) 次に掲げる用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

ア 個人情報

イ 個人情報データベース等

ウ 個人データ

エ 保有個人データ

(4) この指針に定められた内容は、法及び各省庁ガイドラインによる規制を上回るものと解釈してはならない。

### 2 個人情報の利用目的の特定等

(1) 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

(2) 思想、信条、人種その他の特に慎重な取扱いを要する個人情報の取扱いについては、当該事業者が属する分野について定められた各省庁ガイドラインの規定の例による。

(3) 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(4) 事業者は、原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

### 3 個人情報の利用目的による制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

#### 4 個人データの第三者提供の制限

事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

#### 5 個人データの適正管理

- (1) 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (5) 個人データの取扱いに従事する者は、業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。
- (6) 保有する必要のなくなった個人データは、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めるものとする。

#### 6 保有個人データの開示等

- (1) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。
- (2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- (3) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的による制限に反して取り扱われているという理由又は偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。
- (4) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。
- (5) 事業者は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

#### 7 責任体制



(1) 事業者は、この指針に定められた内容の実効性を確保するため、個人情報の管理者を指名するよう努めるものとする。

(2) 個人情報の管理者は、この指針に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取扱いに係る規程の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

#### 8 県の出資団体等の取組

県が出資その他財政上の援助を行う団体は、個人情報の保護に関して県が実施する施策に留意しつつ、他の事業者にも率先して、積極的に個人情報の保護に努めるものとする。

答 申 第 3 4 号

平成 27 年 11 月 18 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 47 条の規定に基づき、平成 27 年 10 月 29 日付け情公第 9 号で諮問のありました「事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について」は、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

## 資料4 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況

(平成28年3月31日現在)

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

### (1) 情報公開条例制定状況(都道府県・県内市町村)

【都道府県】47団体

団体名	条例名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県 情報公開条例	57.10.14	58.4.1
埼玉県	埼玉県 情報公開条例	57.12.18	58.6.1
長野県	長野県 情報公開条例	59.3.26	59.10.1
大阪府	大阪府 情報公開条例	59.3.28	59.10.1
東京都	東京都 情報公開条例	59.10.1	60.4.1
山梨県	山梨県 情報公開条例	61.3.26	61.4.1
福岡県	福岡県 情報公開条例	61.3.31	61.9.1
北海道	北海道 情報公開条例	61.4.1	61.10.1
茨城県	茨城県 情報公開条例	61.3.26	61.10.1
栃木県	栃木県 情報公開条例	61.3.31	61.10.1
群馬県	群馬県 情報公開条例	61.4.1	61.10.1
福井県	福井県 情報公開条例	61.3.24	61.10.1
愛知県	愛知県 情報公開条例	61.3.26	61.10.1
兵庫県	兵庫県 情報公開条例	61.3.27	61.10.1
熊本県	熊本県 情報公開条例	61.10.8	62.1.1
富山県	富山県 情報公開条例	61.9.30	62.4.1
香川県	香川県 情報公開条例	61.12.24	62.4.1
秋田県	秋田県 情報公開条例	62.3.13	62.10.1
佐賀県	佐賀県 情報公開条例	62.7.16	62.10.1
滋賀県	滋賀県 情報公開条例	62.10.16	63.4.1
三重県	三重県 情報公開条例	62.12.24	63.6.1
鳥取県	鳥取県 情報公開条例	63.3.28	63.10.1
千葉県	千葉県 情報公開条例	63.3.28	63.10.1
京都府	京都府 情報公開条例	63.4.1	63.10.1
鹿児島県	鹿児島県 情報公開条例	63.3.28	63.12.1
大分県	大分県 情報公開条例	63.8.1	64.1.1
徳島県	徳島県 情報公開条例	元.3.28	元.8.1
宮崎県	宮崎県 情報公開条例	元.3.30	元.9.1
静岡県	静岡県 情報公開条例	元.3.29	元.10.1
広島県	広島県 情報公開条例	2.3.26	2.10.1
高知県	高知県 情報公開条例	2.3.26	2.10.1
宮城県	宮城県 情報公開条例	2.7.16	2.10.1
福島県	福島県 情報公開条例	2.10.16	3.4.1
沖縄県	沖縄県 情報公開条例	3.12.26	4.7.1
長崎県	長崎県 情報公開条例	4.3.30	5.1.20

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
和歌山県	和歌山県 情報公開条例	5. 3. 30	5. 10. 1
岩手県	岩手県 情報公開条例	6. 3. 30	6. 10. 1
島根県	島根県 情報公開条例	6. 3. 25	6. 10. 3
石川県	石川県 情報公開条例	6. 9. 27	7. 4. 1
岐阜県	岐阜県 情報公開条例	6. 10. 14	7. 4. 1
新潟県	新潟県 情報公開条例	7. 3. 31	7. 10. 1
青森県	青森県 情報公開条例	7. 10. 25	8. 1. 1
岡山県	岡山県 行政情報公開条例	8. 3. 26	8. 10. 1
奈良県	奈良県 情報公開条例	8. 3. 27	8. 10. 1
山口県	山口県 情報公開条例	9. 7. 8	9. 9. 1
山形県	山形県 情報公開条例	9. 12. 22	10. 7. 1
愛媛県	愛媛県 情報公開条例	10. 6. 25	11. 1. 1

【県内市町村】 33 団体

団 体 名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
川崎市	川崎市 情報公開条例	59. 3. 30	59. 10. 1
藤沢市	藤沢市 情報公開条例	60. 9. 26	61. 2. 1
相模原市	相模原市 情報公開条例	61. 1. 4	61. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 情報公開条例	61. 3. 28	61. 10. 1
大和市	大和市 情報公開条例	61. 9. 27	62. 1. 1
伊勢原市	伊勢原市 情報公開条例	62. 3. 30	62. 10. 1
座間市	座間市 情報公開条例	62. 3. 31	62. 10. 1
綾瀬市	綾瀬市 情報公開条例	62. 12. 17	63. 4. 1
海老名市	海老名市 情報公開条例	62. 12. 23	63. 4. 1
横浜市	横浜市の保有する情報の公開に関する条例	62. 12. 25	63. 4. 1
小田原市	小田原市 情報公開条例	63. 9. 26	元. 4. 1
逗子市	逗子市 情報公開条例	2. 12. 21	3. 4. 1
厚木市	厚木市 情報公開条例	4. 3. 30	4. 7. 1
平塚市	平塚市 情報公開条例	4. 12. 21	5. 7. 1
秦野市	秦野市 情報公開条例	5. 9. 29	6. 4. 1
鎌倉市	鎌倉市 情報公開条例	5. 10. 4	6. 4. 1
横須賀市	横須賀市 情報公開条例	8. 3. 27	8. 10. 1
南足柄市	南足柄市 情報公開条例	9. 9. 26	10. 4. 1
三浦市	三浦市 情報公開条例	9. 9. 30	10. 4. 1
大磯町	大磯町 情報公開条例	9. 12. 11	10. 4. 1
二宮町	二宮町 情報公開条例	9. 12. 19	10. 10. 1
湯河原町	湯河原町 情報公開条例	10. 3. 3	10. 6. 1
葉山町	葉山町 情報公開条例	10. 12. 21	11. 4. 1
愛川町	愛川町 情報公開条例	11. 3. 30	12. 1. 1
寒川町	寒川町 情報公開条例	11. 12. 21	12. 4. 1

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
箱根町	箱根町 情報公開条例	11. 12. 27	12. 4. 1
清川村	清川村 情報公開条例	12. 6. 27	13. 4. 1
中井町	中井町 情報公開条例	13. 3. 27	13. 10. 1
松田町	松田町 情報公開条例	13. 9. 27	14. 1. 1
山北町	山北町 情報公開条例	13. 10. 1	14. 4. 1
真鶴町	真鶴町 情報公開条例	13. 12. 14	14. 4. 1
開成町	開成町 情報公開条例	13. 12. 17	14. 4. 1
大井町	大井町 情報公開条例	13. 12. 20	14. 4. 1

(2) 個人情報保護条例制定状況 (都道府県・県内市町村)

【都道府県】 47 団体

団 体 名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県 個人情報保護条例	2. 3. 30	2. 10. 1
東京都	東京都 個人情報の保護に関する条例	2. 12. 21	3. 10. 1
長野県	長野県 個人情報保護条例	3. 3. 14	3. 10. 1
愛知県	愛知県 個人情報保護条例	4. 3. 25	4. 10. 1
福岡県	福岡県 個人情報保護条例	4. 3. 30	4. 10. 1
千葉県	千葉県 個人情報保護条例	5. 2. 18	5. 10. 1
茨城県	茨城県 個人情報の保護に関する条例	5. 3. 26	5. 10. 1
山梨県	山梨県 個人情報保護条例	5. 3. 26	5. 10. 1
埼玉県	埼玉県 個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
北海道	北海道 個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
沖縄県	沖縄県 個人情報保護条例	6. 10. 20	7. 4. 1
福島県	福島県 個人情報保護条例	6. 10. 14	7. 10. 1
広島県	広島県 個人情報保護条例	7. 3. 15	7. 10. 1
滋賀県	滋賀県 個人情報保護条例	7. 3. 17	7. 10. 1
京都府	京都府 個人情報保護条例	8. 1. 9	8. 10. 1
大阪府	大阪府 個人情報保護条例	8. 3. 29	8. 10. 1
兵庫県	兵庫県 個人情報の保護に関する条例	8. 10. 9	9. 4. 1
宮城県	宮城県 個人情報保護条例	8. 10. 14	9. 4. 1
岐阜県	岐阜県 個人情報保護条例	10. 7. 1	11. 4. 1
新潟県	新潟県 個人情報保護条例	10. 10. 16	11. 4. 1
青森県	青森県 個人情報保護条例	10. 12. 24	11. 7. 1
鳥取県	鳥取県 個人情報保護条例	11. 3. 12	11. 10. 1
香川県	香川県 個人情報保護条例	11. 3. 19	11. 10. 1
奈良県	奈良県 個人情報保護条例	12. 3. 30	12. 10. 1
群馬県	群馬県 個人情報保護条例	12. 6. 14	13. 1. 1
熊本県	熊本県 個人情報保護条例	12. 9. 27	13. 4. 1
山形県	山形県 個人情報保護条例	12. 10. 13	13. 4. 1

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
秋田県	秋田県 個人情報保護条例	12. 10. 17	13. 4. 1
栃木県	栃木県 個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
高知県	高知県 個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
岩手県	岩手県 個人情報保護条例	13. 3. 30	13. 10. 1
長崎県	長崎県 個人情報保護条例	13. 7. 12	14. 4. 1
佐賀県	佐賀県 個人情報保護条例	13. 10. 9	14. 4. 1
愛媛県	愛媛県 個人情報保護条例	13. 10. 16	14. 4. 1
山口県	山口県 個人情報保護条例	13. 12. 18	14. 4. 1
大分県	大分県 個人情報保護条例	13. 12. 25	14. 6. 1
岡山県	岡山県 個人情報保護条例	14. 3. 19	14. 10. 1
三重県	三重県 個人情報保護条例	14. 3. 20	14. 10. 1
福井県	福井県 個人情報保護条例	14. 3. 22	14. 10. 1
島根県	島根県 個人情報保護条例	14. 3. 26	14. 10. 1
徳島県	徳島県 個人情報保護条例	14. 7. 29	15. 1. 1
宮崎県	宮崎県 個人情報保護条例	14. 10. 4	15. 4. 1
鹿児島県	鹿児島県 個人情報保護条例	14. 10. 15	15. 4. 1
静岡県	静岡県 個人情報保護条例	14. 10. 25	15. 4. 1
和歌山県	和歌山県 個人情報保護条例	14. 12. 24	15. 7. 1
石川県	石川県 個人情報保護条例	15. 3. 24	15. 7. 1
富山県	富山県 個人情報保護条例	15. 3. 19	16. 1. 1

【県内市町村】 33 団体

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
秦野市	秦野市 個人情報保護条例	60. 7. 1	60. 8. 1
川崎市	川崎市 個人情報保護条例	60. 6. 29	61. 1. 1
藤沢市	藤沢市 個人情報保護条例	62. 9. 28	63. 4. 1
小田原市	小田原市 個人情報保護条例	3. 9. 25	4. 4. 1
逗子市	逗子市 個人情報保護条例	3. 12. 25	4. 4. 1
厚木市	厚木市 個人情報保護条例	4. 3. 30	4. 7. 1
相模原市	相模原市 個人情報保護条例	4. 12. 24	5. 7. 1
横須賀市	横須賀市 個人情報保護条例	5. 4. 1	5. 10. 1
鎌倉市	鎌倉市 個人情報保護条例	5. 10. 4	6. 4. 1
平塚市	平塚市 個人情報保護条例	6. 12. 19	7. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 個人情報保護条例	8. 3. 25	8. 10. 1
綾瀬市	綾瀬市 個人情報保護条例	9. 3. 25	9. 7. 1
南足柄市	南足柄市 個人情報保護条例	9. 9. 26	10. 4. 1
三浦市	三浦市 個人情報保護条例	9. 9. 30	10. 4. 1
湯河原町	湯河原町 個人情報保護条例	10. 3. 6	10. 6. 1
海老名市	海老名市 個人情報保護条例	9. 12. 22	10. 7. 1
二宮町	二宮町 個人情報保護条例	10. 3. 20	10. 10. 1

団体名	条例名	公布年月日	施行年月日
大和市	大和市 個人情報保護条例	10. 3. 26	10. 10. 1
伊勢原市	伊勢原市 個人情報保護条例	10. 12. 11	11. 4. 1
愛川町	愛川町 個人情報保護条例	11. 3. 30	12. 1. 1
座間市	座間市 個人情報保護条例	11. 6. 29	12. 2. 28
葉山町	葉山町 個人情報保護条例	11. 12. 20	12. 4. 1
寒川町	寒川町 個人情報保護条例	11. 12. 21	12. 4. 1
横浜市	横浜市 個人情報の保護に関する条例	12. 2. 25	12. 7. 1
大磯町	大磯町 個人情報保護条例	12. 3. 28	12. 7. 1
清川村	清川村 個人情報保護条例	12. 6. 27	13. 4. 1
中井町	中井町 個人情報保護条例	13. 9. 20	14. 4. 1
山北町	山北町 個人情報保護条例	13. 10. 1	14. 4. 1
開成町	開成町 個人情報保護条例	14. 9. 24	15. 4. 1
松田町	松田町 個人情報保護条例	14. 12. 12	15. 4. 1
真鶴町	真鶴町 個人情報保護条例	14. 12. 20	15. 4. 1
箱根町	箱根町 個人情報保護条例	14. 12. 20	15. 4. 1
大井町	大井町 個人情報保護条例	14. 12. 26	15. 4. 1









県民局くらし県民部情報公開広聴課

電話(045)210-3714(直通)

FAX (045)210-8838